

令和元年度決算審査特別委員会議事録（第4号）

令和2年9月15日（火曜日）

◎出席委員（11名）

2番	高道洋子君	3番	進藤晴子君
4番	榊原深雪君	5番	田利正文君
6番	熊澤芳潔君	7番	高橋健一君
8番	川上修一君	9番	高橋秀樹君
10番	二川靖君	11番	木村明雄君
12番	井脇昌美君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君
足寄町監査委員	多治見亮一君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	松野孝君
福祉課長	保多紀江君
住民課長	佐々木雅宏君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	横田晋一君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	中鉢武志君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8 1 号 | 令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 2 | 議案第 8 2 号 | 令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 3 | 議案第 8 3 号 | 令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 4 | 議案第 8 4 号 | 令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 5 | 議案第 8 5 号 | 令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 6 | 議案第 8 6 号 | 令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 7 | 議案第 8 7 号 | 令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 8 | 議案第 8 8 号 | 令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 9 | 議案第 8 9 号 | 令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 0 号 | 令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 3 ~ P 5 2 > |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員出席でございます。

昨日に引き続き、令和元年度決算審査特別委員会を開きます。

この後の日程を説明いたします。

これより、理事者等に対して総括質疑を行い、総括質疑が終了後、各部会を開催し、意見の取りまとめをしていただきます。

その後、部会長会議で調整していただいた後、部会長から審査の報告を受け、部会長に対する質疑を受けます。

なお、本日のこの日程等については、先ほど開かれました、正副委員長並びに各部会長会議で確認をされているところでありますので御了承願います。

◎ 議案第81号から議案第90号まで

○委員長（高橋秀樹君） それでは、これより理事者等に対して、議案第81号令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件について、一括して質疑を行います。

なお、質疑については、一問一答方式で行います。また、質疑の際、決算書のページ数と目を言ってから質疑をしてください。

質疑はありませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） 決算書43ページ、企画振興費。成果報告書は17ページでございます。

内容は、ふるさと納税についてお伺いいたします。

元年度決算寄附金1,917件5,264万6,000円、ちなみに同年上土幌町は8万3,275件15億5,000万円でした。前年は20億円を超えております。

足寄町も2015年は1億6,812万円、翌年1億円もまた超えています。しかし、それがどんどんどんどん下降しまして、2017年7,000万円台、2018年5,700万円台、2019年は5,264万円です。どんどん下降し続けまして、じり貧状態であります。近頃では十勝の他町村にもやられっ放しであります。ここはやられたらやり返す、ここは倍返しで対応しなければいけないのだと、こう思っています。倍ですから、5,000万円、1億円ぐらいですね。それ目標にして頑張っていたきたい。

返礼品もですね、見ますと結構いいものがあるのですよね。チーズ、放牧牛乳、それから農産物もジャガイモ、ミニトマト、これもおいしいですね。トウモロコシ、クロニンニク、タマネギ、肉もあります。まきというのもあります。おもしろいのは、ハンターがいる宿泊券。こういうユニークな豊富なメニューを抱えながら、やはり努力が足りないというか、まだまだ金額が足りないのではないかと。私はまだまだ伸び代があると思うのですけれども、いわゆる令和元年度の決算を踏まえて、例えば数値目標を決めるとか、ある程度しっかりした目標を決めて対応していただきたいと思うのですけれども、これについてお答えをお願いいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えをいたします。

今、高橋議員仰せのとおり、平成27年度に1万2,000件を超える寄附者がありまして、金額につきましても約1億7,000万円弱の寄附を頂いているところでございます。

令和元年度と前年の平成30年度を比較いたしますと、29から30年度の寄附総額と減額幅は若干下がっておりますが、今、議員御指摘のとおり、じり貧の状態という状況であることは事実でございます。

それで、昨年議会で一般質問でもござい

ましたけれども、まずは議員おっしゃるとおり、魅力ある商品、足寄町にはございますけれども、他町村のようなアイスだとかお肉だとか、海鮮系のものがないということで、網走とかかなりの額を集めているところと比較いたしますと、なかなか苦戦するところがございますけれども、今後新商品の開発ですとか、それについて今担当のほうと、例えばJAにお願いしてイチゴの活用をするだとか、あるいは桜慈工房さんの引き継いだ、ホテルレウスアショロさんが引き継ぎましたので、レウスさんのほうとはチーズケーキを新たに新商品化するというお話も頂いておるところでございます。

その他、事業者さんと協議を今後、コロナの関係で年度初めに協議を行うことはできませんでしたが、今後事業者さんとも開発について協議を行いつつ、新商品開発についても、また新しい新商品開発に向けて職員共々頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（高橋健一君） 川上議員が前に一般質問して、いわゆる詳しくお答えを頂いたところでありましてけれども、私もここであまりくどくど言うつもりはありませんけれども、一応皆様が担当者が集まって、本当に知恵を絞って頑張っていたきたい。数字にはっきり表れてきますので、しっかり私その数字を見ておきますので、今年の、来年ですか、今年度のそれですね。結果を楽しみにしているので、頑張ってください。よろしく願いたします。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

3番進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 目14、企画振興費です。同じく43ページですね。成果報告書のほうは20ページになります。

あしバスのことなのですけれども、ここには年度末の利用が大幅に減少し、延べ1,7

90人、前年度比が2,487人というふうになって、2,000人ちょっとが少なくなったというふうに書かれていますが、まず利用人数をどのようにカウントしているのかなというのがちょっと気になったのと、それともしこのままの文章のとおりにとるとすると、1月から3月にかけて2,487人、減少したのがその3か月に限って減少したのか、それはなぜか、どのような年代の方がどのような理由で乗車しなかったのか、どのように分析しているか教えてください。

○委員長（高橋秀樹君） 松野総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

成果報告書のほうに記載してございます利用者数につきましては、前年比で2,487名減少したところがございます。記載のとおり、新型コロナウイルスの影響ということがあったのではないかという記載をしておりますが、実際その年代だとか、その辺は実際は把握はしてございません。

あと、通常の利用人数につきましては、足寄タクシーさんに委託をお願いしておりますので、毎月請求書とともに利用人数が報告されておりますので、それをカウントしてございます。

以上でございます。

○3番（進藤晴子君） すみません、私もちょっと乗ったことがないので、どのような形で乗るのか、ちょっと詳しいこと分からないのですけれども。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） すみません、失礼しました。

運転手さんしか乗ってないので、何か券か何かをこういうふうに渡して乗るわけですか。それとも運転手さんがカウントしていくのでしょうか。何かないと、後で足寄タクシーさんも分からないですよ。そこをちょっと教えてください。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

す。

ほとんど御利用される方につきましては、足寄町のほうから無料券を配付してございますので、無料券でお乗りになっているのが実情でございます。

あとは、運転手さんがチェックして人数をカウントしてございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

年代とかはちょっとよく分からないということでしたが、子どもたちも結構学童保育のほうから少年団で総合体育館に行ったりとか、そういうところで使っている子は結構見かけられたので、このコロナの時期、総合体育館も閉まっていたりとかいろいろしましたから、その辺も入っているのかなというふうに感じたのでお聞きしました。

結構です。ありがとうございます。

○委員長（高橋秀樹君） 質疑はありませんか。

10番二川委員。

○10番（二川 靖君） 決算書の55ページ、項は2の目が4、介護保険助成費ということで、成果表でいえば27ページということになります。

成果表の中では、それぞれ介護従事者支援事業ということで補助金が出ております。それで、この間足寄高校の高校生に対する初任者研修というものが行われていたというふうに記憶しておりますけれども、そこら辺について、今回高校生等々もこの新規に初任者研修を受けていらっしゃるのかということをお聞きしたいなというふうに思っております。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和元年度につきましては、足寄高校生とか一般の方を対象とした初任者研修は行っておりませんでした。今年度、開催しているところですが。

今年度は、決算とちょっと違いますけれども、今年度につきましては、17名の方が高校生が申込み頂きまして、現在8月からちょっと長期にわたりますけれども、開催をしているところでございます。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、令和元年度はいらっしゃらなかったようなのですけれども、今年度は高校生については17名ということでありまして、この元年度についてはなぜこのような状況になったのか、ちょっと押さえているところがあればお願いしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 保多福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ちょっと説明が足りませんでしたけれども、令和元年度につきましては町主催の初任者研修を開催しておりません。毎年度開催しても対象者が非常に少ないことがございますので、2年に1回とか、3年に1回とか、年度を隔年とか分けまして開催をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 人数が少ないということで隔年度、2年なり3年なりということでお伺いしましたので了解しました。

それで、もう一つ聞きたいのは、隔年度ということでもありますけれども、多分令和元年度については実績はないのかなというふうに思ってますけれども、この初任者研修を受けて、いわゆるこの足寄町の中で働いている方というのはちょっと元年度決算には関わってくるのか、ちょっと微妙なのですけれども、そこら辺については初任者研修を受けた方が足寄町内のそういった施設で働いているということで、何名ぐらいの方が働いていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成30年度に、以前に初任者研修を受けられて令和元年度に就職された方につきましては、足寄高校生がお二人ですね。お二人町内に就職をされております。そのほか、非常勤といいますか、短時間の勤務ですけれども、1名、2名ぐらいは介護事業のほうに携わっていただいていると押さえております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 了解しました。

それで、結構お金がかかっている事業ということなので、そういった初任者研修含めていろいろな研修を受けた者が今後以降も働きやすく、そういった職場にしていくように努力をお願いして、この質問に対しては終わりたいというふうに思っております。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

2番高道委員。

○2番（高道洋子君） 決算書の43ページ。成果表のほうでは、報告書では19ページ、企画振興費についてお伺いいたします。

この企画振興費の中で、CLTを活用したカラマツ材の活用促進検討業務ということで319万円を支出しております。このCLT事業を使って足寄町でも、芽登の集落センターとか認知症高齢者住宅など、CLTを活用した建物が建ったわけでございますが、このCLTの事業を使った効果、実績等をまず先に教えていただきたいと思っております。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

こちらの委託業務につきましては、目的は町内でカラマツCLTを活用した森林資源を有効活用に向けて検討を進めてきていることから、昨年カラマツ活用推進調査を踏まえて、森林資源の有効利用に必要な町内での各種取組について支援することを目的として実施したものでございます。

それで、業務の内容につきましては、全国のCLT関連を使って建築した動向の情報整

理をしたこと。それと、CLT需要の拡大支援策の検討。3つ目が、町内で実施いたしました、高道議員先ほどおっしゃいました芽登集落センターの建築だとか、認知症高齢者グループホーム等で行ったCLTを活用した建築物について、その実績の情報をPRして、情報収集の整理を行いまして、町内外へ発信する作業の支援を行っていただいたものでございます。

それと、先ほど言った芽登集落センターにおけるCLTを用いたその建物等を建設時とかを記録して、DVDに情報をまとめて30枚ほど作成をいたしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 記録、DVDを30枚つくったということ、それが検討業務ということで319万円、内容は分かりました。

私たちも特別委員会で本州の真庭市でしたか、そこへ行きまして、役場職員の案内で伺いまして、大変その工法とか工場とか、そこら先進地視察をさせていただきまして、大変私たちも、私は特に初めてだったので、大変勉強になったわけでございます。また、現地でも特に長所、短所ですね。それについてもよくよく研修させていただきました。

そこでお尋ねいたしますけれども、今後どのように町としてもCLTを活用していく方向でいるのか、いないのか。また、大変よく分かったことは、建築、ねじれとか木そのものが耐震に強いとか、いろいろそういう長所はある反面、大変コストがかかるということで、在来よりも大変かかったということで、今まで建てた2か所の建築物からもよく分かったと思うのですけれども、そういうコストが大変かさむ中で、その辺今後どのような方向で行くのか。前は大変熱心に取り組みされたようでございますけれども、今後コストがかかる面、またいろいろなことから見てきた課題なども絡めて、どのように捉えていくのか、方向についてお答え願いたいと思っております。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今後のCLTの活用方法というようなことであるかなというように思いますけれども、今お話あったようにCLTというのは非常に強度があって、今うちの役場の中は集成材ということで、材は平行に張りつけてということなのですが、これを直角にそれぞれ張りつけていくというような形でやりますので強度が非常に強いということと、そういう材料は常にできていて、現場では組み立てていくような形になるので、非常に工期が短くて済むですとか、それから軽いということで作業がしやすいだとか、そういうものがあるのかなというように思うのですけれども、やはり今お話あったようにコストが高いということで、できるだけ近いところでそういうものがつくられればもっと安くなるのかなというようにも思いますし、もっとこれからの建物を建てていくときに、木材で建物が建てられ、そしてCLTをもっといっぱい使ってもらえれば、もっともつその材料の値段というのは安くなっていくのかなというところでありまして、町としてもやはりCLTを多く活用していただくような、そういうようなPRをしていったほうがいいのかなというように、こういうような事業もやってきたところでもありますけれども、ただ、やっぱりそんなに簡単にCLTが多く使われているという状況にはなっていないというような状況であります。そういった意味では、まだまだコスト的には高いということですので、なかなかこれから建物を建てていくときに、全てに当たってCLTを使ってだとかというようなことはなかなか難しいのかなと思いますし、また高層の建物になればなるほどやはりCLTが使った効果というのが表れるのだと思うのですけれども、なかなか高層の建物というものも町内の中では建てられる予定はありませんので、なかなかCLTを活用してということでの建物というのはなかなか難しい部分もあるのかなというように思っています。

そういった意味で、今後の部分では状況を見ながら、その建物、どんな建物を建てるかというときに、CLTを使ったほうがいいのか、そうではないのかというものを十分検討しながら必要なところでCLTを使っていくと、効果的なところで使っていくという、そういうことで考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

足寄町は高層住宅とか、平屋が個人的にも多いし、公共施設ももうそんなに高層は建たないのではないかなという現状からして、やっぱりコストを安く、そんなに足寄町は地震はそんなにマグニチュード高いほうではないですので、そういう方向で分かりました。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

8番川上委員。

○8番（川上修一君） 決算書の57ページ、成果報告書では17ページになります。

第3款の民生費で第2項老人福祉費第7目高齢者等複合施設運営費の関係です。

報告書の実績、成果の中で、管理運営業務ですか、では4,027万4,000円。利用実績も載っております。地域交流施設延べ利用者数で6,048人。下の生活支援長屋延べ利用者数は5,002名となっておりますけれども、今年は皆さん御承知のとおりコロナウイルスの影響がございました。2月、3月は恐らく利用の影響を受けているのではないかと想像するのですけれども、まず前年と比べて利用者数どうなったか教えてください。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、令和元年度の利用実績に比較しまして、地域交流施設の延べ利用人数は前年度は7,184人でした。次に、小規模

と認知症グループホームにつきましては、介護施設でございますのでそんなに違いはございませんが、グループホームにつきましては、前年度は1ユニットでしたので半分になります。小規模の登録者につきましては、前年度は大体25人ぐらいということになっております。次に、生活支援長屋につきましては、前年度は延べ利用者数が4,972となっております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

今回のコロナウイルスの場合、高齢者施設で北海道の中でもクラスターが発生する可能性、非常に多くなっていましたよね。それで、足寄町の場合、職員とか施設利用の家族または出入り業者から感染する報告が、ほかの施設ですよ、あったみたいなので、対策は我が町ではどのようにされていたか、質問します。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 高齢者等複合施設の運営に関しましては、社会福祉協議会のほうに委託をして管理委託をお願いしているところでございますが、まずグループホーム等の介護施設に関しましては、家族さんとの面会というのは制限して、まずちょっとできなかったような状況かなと思います。また、生活支援長屋につきましても、面会はできなかったというふうに伺っております。なお、地域交流施設につきましては、コロナウイルスが発生した後、介護予防活動を休止しておりますが、一度再開ということもございましたが、なかなか警戒というか、それが切れなかったもので、しばらくの間休止をさせていただいております。今も人数が集まるものについては町民センターなどの広いところで事業を実施しております。また、職員の方に関しましては、施設のほうでかなり外出についての確認ですとか、消毒ですとか、そちらのほうに気を遣っていただいていると伺っております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

まだコロナは収束したわけではなくて、働いている職員の方も今課長の答弁もありましたけれども、外出自粛するとか、いろいろと気を遣われていると思います。それで、いろいろ経費の部分もかさんでいるのではないかと思うのですが、運営に関して、その辺の委託料の増額支援とか、そういったことはどうなのでしょう。ちょっとお聞きします。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） コロナが発生したのが2月以降、1月、2月ということでありまして、そちらからの事業を中止して、休止していたというのもございますので、経費的には、例えば講師をお願いするですとか、そういう経費はかかっていたのかなというふうに思っております。それなので、今回3月までに関しましては、そちらのほうの委託料というのは気を遣って衛生管理をしていただくとか、そういうことに頑張らせていただいているというのもございますので、管理費用のほうにつきましては、当初契約のとおりというふうになっております。

なお、令和2年度につきましては、6月の議会で議決を頂きまして、介護事業所等に消耗品とか感染対策に関する交付金等も交付して支援をさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

くどいようですけれども、高齢者の施設、もし何かあったら大変ですので、引き続き気を遣って対応していただきたいと思います。

質問終わります。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

5番田利委員。

○5番（田利正文君） 決算書の57ページ、成果報告書の30ページ、日常生活支援

業務について、ちょっとお聞きしたいと思います。

掃除や洗濯等日常生活における支援を必要とする高齢者の生活援助というふうに書いてありますが、掃除、洗濯以外にもある、どんなものがあるのかということと、どのような状態にある人が実際にこの業務を受けられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 日常生活支援業務についての御質問ですけれども、こちらの事業につきましては、まず生活支援ということで、身体介護ではなくて掃除、洗濯などの家事支援を行うということにしております。

対象者につきましては、軽度な方、もしくはケアハウス等に入所されていて、身の回りのお掃除、洗濯等の支援が必要な方を対象としておりまして、内容は掃除、洗濯、あと例えば布団を干すとかですね、そのような内容となっております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） すみません、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、在宅の方はいないということですか。ケアハウスだけ。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 在宅の方はいらっしゃいますが、本当に軽度な方になっております。

○委員長（高橋秀樹君） 5番田利委員。

○5番（田利正文君） この地域日常生活支援業務を受けられている方、どのぐらい、数ですね、いらっしゃるのかということと、それからそれを支えている支援員の方、どのぐらいいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高橋秀樹君） 保多福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 利用されている方につきましては、令和2年3月で8人の方となっております。8人の方が利用されてお

ります。なお、こちらのほうの業務を実施していただいているのは社会福祉協議会さんでございまして、ここで支援を行っていただいている方というのは、ヘルパーさんの資格を持っている方もいらっしゃいますけれども、そのような方に、もしくは無資格の方でもお願いしているところですが、そのような方で2人か3人の方が多分支援をいただいているのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 5番田利委員。

○5番（田利正文君） ちょっと私の思っていたのとイメージが違ったものですからあれなのですけれども、在宅の方で結構なというのですか、何十人かいらっしゃるのかと思ったのが一つと、それかそこに社協と思わなかったですね。社協ではなくて普通の方が、ヘルパー資格持っていないけれども、あくまでも掃除、洗濯ということで行かれていますのかなという思いがあったものですから、ちょっとお聞きしたのですけれども。

社協で行っているとなった場合、社協の車を使って行くから自分の車を使うことはありませんね。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 町といたしましては、社協さんのほうにその事業自体を実施を委託しておりますので、事業所を出て利用者のお宅に行くまでは、それも仕事ですので、公用車、社協さんの公用車を利用しているのかなというふうに考えています。

○委員長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 下のところに、30ページですけれども、訪問支援員の派遣で延べ277時間とありますよね。これ、先ほど言った8人でこのぐらいの時間になるということですか。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 利用されている方が1回につき1時間使われる方もいますし、1時間とか1時間半使われる方がいます

が、それを累計した年間の時間数が277時間ということになっております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

6番熊澤委員。

○6番（熊澤芳潔君） 決算書の73ページ、そして成果表の54、55ページですか。2つに分かれているのですが、最初の54ページの関係でお聞きします。

中小企業特別融資貸付金ということなので、平成30年度は1,000万円が増額になって1億9,000万円ということでございますけれども、この利用者数と、それから1件当たりの融資残高、合計融資ですか、最高額はどのぐらいなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 村田経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず元年度の利用者件数でありますけれども、25件の利用件数です。融資額の最高額としては1,000万円です。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

そこで、今後についてちょっとお聞きしたいのですが、今後のコロナ禍の中で必要性が当然考えられると思うのですが、融資額も増額が必要なのかどうか分かりませんが、この中小企業者の改善の内容が、問題点が改善されたと思うのですが、その改善の内容など分かりますか。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず1点目に、今後のコロナ対策に伴う融資等についてどのようなことだと思っておりますけれども、まずコロナの、今回のコロナの影響に伴って国も新たな形の中で他の部分ですね、この中小企業融資ではなく他の部分ということもありますので、そっちのほう

の融資を先行して各事業者さんはそこからの融資を受けているというふうな形で考えております。

あと、これを利用した効果ということになりますと、やはり事業の継続に伴う融資でございますので、新たな設備投資だとか、また新たにいわゆる何というのかな、店舗の中の改装資金というのかな、そういったものも含めて融資を頂きながら事業持続化に向けて行っております。それが成果になっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番熊澤委員。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。そういうことであれば、今後は増額はまだ考えていないということですね。分かりました。

続きまして54ページ、成果表の55ページですね。55ページについてお聞きしたいと思います。

それで、この中で4点ほど説明、実績または成果ということで書いてあるのですが、まず小規模事業振興補助金の関係についてお聞きしたいと思いますけれども、この事業の件数と支援の内容をまずお聞きしたいと思います。400万円の関係ですね。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 小規模事業振興補助金ということでありますけれども、まずこれの件数でございます。件数につきましては14件、令和元年度については14件利用しております。

中身につきましてはどうか、実はこれちょっと前段にちょっと説明させてもらいたいですけれども、あくまでもこれはその受けた事業者さんというのは、国に対する商工会が窓口になっている事業継続というか、伴走型の支援事業、国の事業からちょっと漏れたもの、これを拾い上げようというような事業になっております。上限が50万円という形になっております。

そして、その使い道としては、まず事業者さんの店舗の改修費というかな、あとちょっ

とした備品ですとか、ガスレンジだとか、そういった必要とする、国からちょっと採択を受けなかった、そういった備品というかな、そういった機械類だとか、そういったものをこの振興補助金の中を活用して、これもまた先ほど言ったように、事業継続、持続化に向けてということで、商工会のほうに補助金を出して運営しているということになっております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番熊澤委員。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

その下のポイントカード導入支援補助金400万円ということで、これもあるのですけれども、このポイントカードは実はちょっとお聞きしたところによると、このポイントカード新システムによって利用者が減少したよというようなことも聞こえるのですけれども、せっかくの400万円投資の関係だったので、そういうことなのかどうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

このポイントカード導入事業補助金400万円なのですけれども、これは令和元年度で今までの銀河カードのシステム、これを全部新たなシステムに更新したということで、まず1点目はそういうことでの支援金です。

あと、加盟店ということにつきましては実は四、五件ほど増になっているというふうにお聞きしているのですけれども、既存の方が更新する部分もあるのですけれども、新たにスタンプ会に介入をしたということに対して、それも幾分か増えているということをお聞きしているのです。利用減というふうな形ではちょっと私のほうの耳には入ってなかったのです。いずれにしても利用増につながっているということで御理解願いたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。増だということのようでございます。分かりました。

それで、ただこの新システムというのですか、そういったことからいうと、高齢化社会の中では、高齢者の皆さんについてはなかなかシステム利用というのが考えられない、何というか、そうなのかなという気がするのですけれども、その点についてはどう考えるのかな、この新システムによって。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 確かに御高齢さんというか、高齢の方、実は今でもこのスタンプの更新については、今スマートフォンだとか、タブレットとか、そういった形で、事業者はタブレット端末でもって処理していくのですけれども、やはり商工会を通してやっぱり使い慣れない方に対する指導だとかも含めて、皆さんが幅広く使えるようなシステムに向けて普及というかな、指導というか、教えて、皆さんお客様も含めて教えて使えるような形に指導しているというか、そういう形でお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

今のことの中身も含めて、町民への周知というのは、私もちょっと新聞等の中で見たのか見なかったのか分からないのですけれども、そういった周知の関係については、何かお聞きしているのでしょうかね。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

これが新システムに移行したときに、商工会からも含めて旧ポイントの期限はいつまでだよと、新たな制度が始まって利用もこうですよというようなチラシについては、1回、2回ぐらいかな、4月ぐらいに発行していると思うのですけれども、それ以降、その普及についてはスタンプ会とか商工会通して、こ

れはまた改めて多分出てくると思うのですが、
れども、また年末に向けてスタンプ会の利用
ということの促進を含めてPRするというふう
に考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はござい
ませんか。

4番榊原委員。

○4番（榊原深雪君） 決算書の17ペー
ジ、14目の使用料及び手数料のところの1
8ページの労働諸費使用料、収入未済額36
万4,000円、それとその下の労働諸費使
用料滞納繰越分65万5,000円の2点に
ついてお伺いしたいと思います。

この36万4,000円の件数は何件ある
か。どちらも答弁をお願いします。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えをいたし
ます。

収入未済額のまず36万4,000円分で
ございますが、こちらにつきましては単身勤
労者住宅の現年度分の未済額でございま
して、件数につきましては2件となっております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） この次の質問と関連
するのですが、先ほど2点をお伺いし
ました65万5,000円のほうは何件だ
ったのでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 申し訳ございま
せん。

こちらも単身者住宅使用料の過年度分でご
ざいまして、件数につきましては4件ござ
います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 2件と4件の方なの
ですが、それぞれ2件と4件ということで捉
えてよろしいのですか。同じ方がずっと繰
越しているとか、そういうことではないので

すか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 件数はそれぞれ
の月別で件数でございまして、人数でいま
すと、65万5,000円のほうにつきまし
ては1人の方でございます。それと、過年度
分につきましても、現年度分につきましても
1人の方でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） この65万5,00
00円の方の1名ということでお伺いして
おりますけれども、何年間滞納されているの
でしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） この方につきま
しては、現年度の令和元年度、それと平成2
7年度から30年度までの4年間分ござい
ます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） その4年間の滞納の
手だてはどのようにされていたのですか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 当然それぞれの
住宅の担当者が、まずは納期限が到来いた
しましたら、基本的には20日以内でござい
ますけれども、14日以内に督促を行います。
その後さらに納付がされなかった場合は催
告と申しまして、基本的には電話で納付を
お願いするというを行っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 4年間ですね、その
方法が効果があったと思われませんか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 未済額だけを見
ますと当然効果があったとは思えないと思
います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） そうですね。監査委

員の意見にもありますけれども、負担の公正、公平の原則に基づいて徴収の努力を期待すると、いつも毎年書かれているのですね。だけれども、こういうふうには効果が出ていないということは一番今単身者のほう、分かりやすいほうからお伺いしているのですけれども、この連帯保証人に対してはどのようにお願いしているのでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

基本的に公営住宅等につきましても連帯保証人を付保させていただいております。基本的に住まわれている方が納めていただけない場合は、連帯保証人をつけているのですが、まずは住宅を借りている方の兄弟だとか親御さんのほうにまず御連絡をいたしております。それでもだめな場合は連帯保証人のほうに、親御さんがなっている場合も多いのですが、連帯保証人さんのほうとも御連絡をさせていただいて納付について協議をさせていただいているのが現状でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 適切な滞納を減らしていかない限りは、どんどんどんどん増えていくばかりなのです。払う意思の、これはもう見て取れますよね、4年間も払わないということでお住まいになっているわけですから。そこをしっかりとそういう滞納処理をしていかないと、もう払わなくても住んでいい、もうそんなきついことも言われないし、電話かかってきてもそのとおり、その人の対応にもよりますけれども、決してよい住民だとは、これは思えないですね。やはり一生懸命生活苦しくても払っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃる中で、単身者、そして事情があるのかもしれない。そういうところはどのように把握しておられるのですか、払えない事情というのは。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 当然納付について相談は、役場に来ていただいたり、あるいは

は電話等で事情を聞いているのが事実でございます。それで、納付ができない状況につきましては、やっぱり給与が少なく支払えないというのが一番多いということでございます。あと、働いている方であっても、病気をされて働くことができなかったとかという事由もござります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ではお一人の方が病気をして、そして収入が不足して払えないという御事情なのですか。お二人とも。1名、1名ですよ。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 単身勤労者住宅のほうの滞納の方につきましては、そのような病気等で給与がないという事情ではございません。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） では、この4年間滞納されている方につきましては、そのときの所得によって家賃が修正されますよね、毎年。それでもなおかつ払えないという御事情なのですか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

単身勤労者住宅につきましては、公営住宅で定めております所得基準を超える方が入居できるものでございまして、当然入居時については所得のほうについては当然担当のほうでは把握しているのが実際でございます。

それで、この方につきましては、なかなかこちらからいろいろ催告をしているのですが、そのときは月々納税するという誓約書等も頂いているところなのですが、なかなか実行していただけないというのが事実でございます。ただ、今回このような多くの未済額があるのですが、全く払わないというのではなくて、最近につきましても3万円程度ですが納付をしていただいているのが実際でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） トータルして65万5,000円のうち3万円、4年間に1回払っていただいたので頂いたというほうで納得されているのですか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 納得というか、全くこのまま例えば年間3万円程度であれば全く未納額は解消はされないというのはそのとおりでございます、納得してはございません。ただ、全く税もそうですけれども、全くこちらからのアクトに対して全く反応がないという方であればさらに困るのですが、少ないというか、払える範囲で実際に払っていただいておりますので、このままさらに交渉を続けていって、払えるときにはもっと多くの額を支払っていただくように相談をお受けして、今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番の質問中ではございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

11時15分再開といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番の質問からお願いします。

4番。

○4番（榊原深雪君） ただいままだ単身者のほうの質疑をさせていただいているところなのでございますけれども、この方の雇い主とかのお給料から差し引いていただくとか、そういう交渉などされたことはありますか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 雇い主のほうに御連絡をしてこの方の、滞納者の給与から差し引いてくださいということは協議はしておりません。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） それでは、この方の住民税、町税ですね、そういうのも滞納してないかお調べになったことありますか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

基本的にそれぞれ町税あるいは給食費だとか公営住宅使用料含めて、債権を持っている担当課において会議等は行っておりますが、基本的に公営住宅の使用料、住宅の使用料につきましては公の債権、公債券ではなくて私の債権、私債権という性質を持っております。それで基本的に私どもの総務課のほうから税務のほうへ、この方の滞納額とか聞いても、基本的にそれは地方税法というか、守秘義務に絡んできまして、そのような、この方幾らあるんだとか、基本的には聞いていることもあるかもしれませんが、申し訳ありません、あるかもしれませんが、基本的には守秘義務に該当する事案でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ちょっと今までお聞きしたので、次に公営住宅のほう移ろうと思ったのですが、今ずっとお聞きしたところ、条例も全然遵守されていないということですよ。3か月滞納したら一応相談するということですよ。そういうことも遵守されていないということで、何が私が言いたいかということは、やはり大切な財政運営上、とても重要ですよ、使用料はね。そここのところで今のような、これまでのようなやり方でしたら、なかなか回収は不可能に近いのではないかと、今の課長と答弁からしますとね。だから、それをするには、滞納処理基準の見直し、こういうことも検討されてはいかがと思いますがどうでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

基本的に先ほど私申しましたとおり、町税

とかとは性格が違いまして、私債権、私の債権でありますので、町税等のように強制執行という手続が基本的にはできない性質の使用料であります。それで、強制執行で、例えば給与差押えだとか、強制手段を用いて債権を頂くようにするためには、基本的には通常の訴訟、あるいは少額訴訟というのもございませし、支払督促を求めて簡易裁判所に提起するということがございますが、それにつきましては当然債権管理条例みたいな条例をつくって実行するのがよろしいかとは思いますが、過去に税も含めてそのような手続にしようかという話があって、協議した経過は私の記憶ではあるのですが、いまだに条例の制定はしているところではございません。ただ、強制手段をしたとしても、例えば先ほど申しました少額訴訟あるいは支払督促を求めて訴訟を提起するという手段に出たとしても、債務者側が異議の申立て等をした場合は通常訴訟に移行いたします。となりますと、担当だけでは当然、法務の知識は当然弁護士に依頼して事務を進めていただくことになろうかと思いますが、当然着手金で例えば最低でも20万円、あるいは私どものほうで勝訴いたしましたら成功報酬として20万円以上だとか、かなりの弁護士費用がかかるものですから、なかなか二の足を踏んでしまうというのが、そういう管理条例をつくっている団体の実情だということを聞いております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 本州でもそういう裁判を起こされた町もあるのですけれども、これは住民感情にとってはこういうことは露見してしまうと、大変よろしくないのですね。だから、それに至らないまでにきちんと滞納整理をするということを基本において、これからも努力していただきたいと思うのですね。

それで、次の質問に行きますね。

土木使用料、同じページの住宅使用料、これ同じことなのですからけれども、158万8,

328円。それと、滞納分175万6,896円の件数と年数をお伺いいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） こちらにつきましては、公営住宅使用料でございまして、収入未済額の158万8,328円につきましては、令和元年度分でございまして、人数で申しますと18人分でございます。

続きまして、過年度分の収入未済額は176万6,896円が未済額でございまして、平成19年度は1名の方、平成20年度は2名の方、平成21年度1名の方、平成23年度が2名、平成24年度が1名、平成26年度も1名、平成27年度も1名、平成28年度も1名、平成29年度が4名、平成30年度が8名となっております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 今11年間の滞納ですね、未納額を述べていただきましたけれども、一番多いのが平成30年の8名の68万8,000円ということで、ずっとちょっと増えていたり、少ないのが平成26年だったですね。それから、こういう30年どんと増えているのは何の、どういう要因かつかんでいますか。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 平成26年度と比較して平成29年度あるいは平成30年度の未済が増えた要因でございますが、お一人で未納額が数十万円という方がいらっしやって、増加しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 先ほどの単身者のほうからずって今述べたけれども、課長の答弁は一貫してその感じですね。だからもうこの滞納のいろいろ不都合なことがたくさんありまして、基本その人の個人情報だのとありますよね。だから、もう行政の方が太刀打ちできないのであれば、そういうお得意な方が、そういう滞納整理機構は金額が大きい金

額のしていただいて大分整理できましたけれども、こういう少額はたまるとういう大きい額になってしまうことなのですね。だからそういうところも行政の方、執行者の方でもう少し知恵を絞っていただいて、少しでも解消していただくように、そうでなければ同じ棟に、一生懸命苦しいながらも家賃を払って生活を楽しんでいる方も大勢いらっしゃるのですね。払わなくてもこうやってのうのうと、のうのうとという言葉は悪いですけども、暮らしていける方もいらっしゃるということで、やはり差があり過ぎますので、そういうところきちんと調べていただいて、少しでも解消していけるように、町の財政をもっと安定させるべく努力していただきたいと思ひまして、これを例に出しまして、来年の決算に向けてもっと少ない数字が期待できることをお願いして終わりたいと思ひます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

2番高道委員。

○2番（高道洋子君） 決算書の67ページ、成果表のほうでは37ページ、農業振興費の中の農家経営安定対策事業費について伺います。

事業名のとおり、これはまさしく農業経営の安定化と経営感覚に優れた農業者の育成というために、経営簿記の記帳の推進とか指導のための補助金を182万円支出しております。

以前は、町の税務課がこの経営安定のソフト事業ですね、そのために担当していたと思うのですが、現在は農民同盟、青色申告会が献身的に頑張っておられると聞いております。これは簿記指導というよりは、農業経費の削減、税対策、節税対策でもあるわけでありまして。

令和元年度現在、お聞きしますけれども、簿記をつけて経営安定に励んでいる農家は何戸あって、全農家の何パーセントぐらいまで目標達成したのか伺います。

○委員長（高橋秀樹君） ここで暫時、答弁調整のため暫時休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

午前11時32分 再開

○委員長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 時間を取って申し訳ありません。

簿記を持っている人ということになると、そこについてはちょっと把握しておりません。しかし農民同盟で簿記の指導だとか、経営指導している方というのが13名おります。それに対してのパーセンテージということに対しても、ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 全体で13名ということになる、それだけ簿記をつけていくことが難しいというか大変なのだろうと思ひます。

私も以前の仕事がこういう啓蒙啓発の仕事に携わっていたものですから、今はどのぐらいの人が簿記をつけて頑張っているのかなという、大変関心もありまして質問させてもらっているわけですけども。もっと指導機関ですね、これを頑張っている申告会はじめそういう農民同盟の人たちのサポートというか、支援ですね。後方支援をもう少ししたらいいのではないかなと、この13名について思うわけです、少ないということで。

また、最近になって、青色申告会のメンバーの関係者から課題として関係者から聞いたことがありましたが、一つには農家戸数が減少している中で、会員の負担金ですね、も減少したり、税制が毎年改正されて対応するソフトとかパソコンですね、これを更新するために多額の費用がかかったりとか、何か年間では25万円もかかるのですよというお話も伺っております。また、消費税が上がって印刷する用紙のインク代とか、それからもろ

もろ消耗品ですね。そういうのも上がってきていると。こういう理由から青色申告会も大変運営に窮しているのだというお話も以前から聞いております。

そういう中での182万円なのですけれども、もう少し目標達成に頑張ってもらうためにも、また指導員の方たちも、それに携わる人たちも個人負担がないように、大変な御苦勞をしているわけでございますので、この補助金をもう少し充実させて増額してあげたらどうなのかなというふうに、率直に思うわけです。

もちろん、農業は基幹産業でもありますし、経営安定向上、それとそういう数字に明るいという意識を高くした経営者を育てていくためにも、補助金を上げたらどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 村田経済課長。

○経済課長（村田善映君） 高道議員仰せのとおり、我々も農民同盟から今言ったように、事務経費だとか人件費、やはり更新したりとかそういったことも含めて、必要経費というのはかなり高まってきているよと。補助金のほうの増額もということも含めながら話はされております。その中でも、本来の業務である経営指導とかそういったことも含めてやりながら、昨年度については税率の変更だとか、いろいろなことがあって、複雑になってきたりとか、そういったことも指導員の勉強も含めて、いろいろと大変だという事情も聞いております。その中で、いわゆる本当の必要とするような状況をきちんとつかんで、次年度どういうふうに、ただし一般的には補助対象となれば半分ぐらいを補助しているというのが一般的なのですけれども、実はこれも割り返せば約、補助率でいけば64%ぐらい負担しているということになっているので、これ正直言ってここ数年ずっと182万円というのが補助金として支援しているわけなのですけれども、増額についてはいわゆる農民同盟さんと今後協議して、本当に必要で

あればということをお願いしながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

11番木村委員。

○11番（木村明雄君） それでは、決算書の67ページ、成果報告書では23ページと40ページ、農業振興費について。

新町イチゴハウスエネルギー供給設備事業についてであります。銀河の里にある温泉源から温泉水をイチゴハウスまで引き、ビニールハウス5棟分の冬期暖房用熱源として活用するというので天然ガスを抽出して、そして発電をし整備するというのでありますけれども、それと冬期暖房について湯量はどうか。また、温度はどうか。また順調に推移しているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

令和元年度の部分でいく設備した部分に対するイチゴハウスの温泉源の温度だとか、必要分または今後においてという、今の現状どうなのということだと思っております。

まず、最初に温度のほうにつきましては、ケアハウスの泉源から引っ張って発電施設を通して、イチゴハウスのほうに行くのについては大体45から50度の間で推移しております。

あと、前回もちょっと一部触れたかもしれませんが、5棟の新棟については、ビニールハウスの形状形態を含めて、ビニールハウスの性質というかな、ビニールハウスの品質、これがちょっと高価な厚みのあるものを使っているの、暖房等については令和元年度の冬期間、今年も含めての厳寒期、これ

についてある一定程度温度を保ちながら、一部本当に20度以下になれば補助暖房をたいたりとか、そういうふうなことをやっております。

今の現状についての御報告に対しては、正直言ってちょっと工事やった後の完成後、いろいろと運転を開始しておりますけれども、ちょっと本来の湯量が実は足りておりません。ましてや発電量も足りておりません。それはなぜかということの原因を究明しながら、この間進めてきていた結果なのですけれども、やはり管路の延長がちょっと長過ぎているのかなど。自噴量も本来は毎分600ぐらい出ているということで推移してはいたのですが、計画したのですけれども、実際には500前後しか出てないと。それを1キロ引っ張っていくと、管路抵抗だとかいろいろな、ケアハウスにも供給しているということもありますので、その部分について引き算していくと、実際には、波はあるのですけれども、平均すると毎分100リッターしか来ているような状況ではなかったと。

ここに来て、本年度、令和2年なのですけれども、いろいろな工事した請負会社と協議しながら進めていたのですけれども、やはり漸進的なものが受け入れないということで、北海道道立総合研究所地熱というところで、この間9月1日から9月10日間、ちょっと試験的にポンプ入れて実験させていただきました。そのときに、結果としては引っ張る能力的にはある程度までは引っ張れるというような数値になってきています。これをどう生かしていくかということは今後の、ちょっと課題もあるので、そういった形の中で今言われて、今うちのほうで進めようとしているのはケアハウスに対しての必要量は実際に何ぼだよと、イチゴハウス、要はぬくもり農園にイチゴハウスにも本当に必要な量は何ぼですかと、そういうことをちょっともう一回検証すると同時に、それに対する発電も幾ら発電できるのかということを検証しながら、ちょっと進めていくことを今課題整理

含めて行っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 説明を頂きましたが、これはこの工事をする前にはやはりそれなりに専門家が来て、そして調査をして、それから我々もこれに同意した形の中で始まったわけなのだけれども、出来上がってからお湯も足りない、それからガスも足りないというようなことではどうなのかな。これについて、これからどういう方法で、そうすれば進んでいったらいいと考えているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 村田経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

先ほども答弁したように、今ちょっと試験、ポンプを入れることによって、自噴でいけばやはりもう限界かなと思っております。ただし、ポンプを入れて試験をしたところ、やはり毎分500リッターぐらいは吸い上げるというか、くみ上げられるという能力は保つことができるのではないかと。ただし、先ほど木村議員仰せのとおり、そうしたら入れたら効果が上がるのか、いろいろなことを想定して考えたときに、実際問題は本当にそれを継続して発電しながら温泉をとということを総合的に考えたときに、今後どうなるのかと。試算してみないと分からないし、実はこれも環境省の補助金を受けて七千数百万円補助金を頂いているわけなのですけれども、その中できちんとした効果があるよという目標値の中で進められていた事業なのですけれども、それもやっぱり効果が見れないからストップするよといったら逆に、これは自分の推測なのですけれども、補助金返還につながっていくのかなど。であれば、本当に必要なものは何かということを検証して、その中できちんとした維持管理をしながら、効率よく回せるにはどうしたらいいかというのは、正直言ってもう1年弱かかるのかなということ踏まえて、やはりそのときには必要とな

る経費を議員というか、予算化することになるだろうし、そのときにはどういうふうな今後に向けて効果がきちんと出てくるのだよということを検証して進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについてはやはり失敗は許されないわけなのですよね。これを失敗するという事になれば、これから先、後からこれやりたい、あれもやりたいというようなことがあったとしても、これやっぱりできなくなる可能性が出てくると思うのですよ。そんなようなことで、これは真剣に取り組んでもらわなければならないという気がいたします。

そこで、またお聞きをいたします。

そして、もう少し私らもこれ大きな気持ちでやはり見守っていかなければならないのかなとは思うわけなのだけれども、ここで、順調にこのお湯が出る、そして発電ができるということになったときにはどのような、電気ですね、これについてどのような活用方法を考えていたのか。例えば、この電気を売電するのか、それともまたハウスの暖房に使うのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思えます。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） この事業を取り組んだときには、自家消費ということで、売電についてはできないというような仕組みになっております。その上で、先ほど言われたように、本当にこれ順調に進んだらどういふふうなことになるのですかということも、一部試算した過程があります。その中では、やはり温泉熱を利用した部分に伴う暖房費の軽減ということ、それと先ほど言ったように、発電機を利用することによって電気代の節約、軽減、これも含めて試算した過程があります。その部分でいけば、灯油代については恐らく半分ぐらいは軽減できるのかなということで、具体的な削減額についてはちょっと

記憶失って申し訳ないですけれども、たしかやっぱり300万円から400万円ぐらいは軽減できたのかなと思っております。電気代も、これが順調よく回っていけば電気代も、実は昨年度うちのほうで町費でもって電気代を払った部分については、300万円近くかかっております。何回か補正させていただいた経緯もあるのでありますが、年間通せば300万円ぐらいかかっていると。その部分でいけばやはり半分まではいかないのですが、100万円ぐらい軽減できるのかなと。そういった部分については、トータル500万円ちょっとは軽減できるのかなと。あくまでもこれは具体的にはまだお話しはしてないのですが、電気代については、今まで従前ぬくもり農園側で払っていた部分があります。それを電気効率よく発電できるということがあれば、そこは幾分か電気の軽減分は、それも個人的なのですが、農協から頂きたい、農協というか、ぬくもり農園から頂きたいなと思っているというふうな考えております。ですから、やはり導入することによっての施設利用に向けての軽減というのは、順調にいけば軽減は図れていたと。その部分の逆に使用者側からそれに対する軽減分を何ぼか頂きたいなというふうな考えで考えておりました。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

これももう少し、私のほうも見守っていかなければならないのかなと思うわけなのです。

それで、次にもう一つ、これはエネルギーのこれにはちょっと違う、でも関連があるということでお伺いをしたいと思います。

このイチゴハウスについて使用している水ですね。これが適した水ではないと。そして、水が不足している。そんなので、私も呼ばれて見に行ったことあるわけなのだけれども、苗が大分枯れていたというときもありました。そこで、その後この水不足の解消になっているのかどうなのか、その辺お伺いを

したいと思えます。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

イチゴハウスの水供給なのですけれども、先ほど議員仰せのとおり、やはりイチゴハウス近隣のところに水道というか井戸を掘っても、やはり水質的にはなじまなかったということをお聞きして、実は今年いろいろと農協の職員も含めて、近間の現地探し歩きました。そうしたら1個国道向かいなのですけれども、水源見つかりました。水質検査したところ、かなりいい水ですよと。それを今回9月補正で、農家給水事業施設補助金、これを活用してぬくもり農園のほうに、その水というか水道施設ですか、その施設に対する支援をしながら進めさせていただきたいということで予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

8番川上委員。

○8番（川上修一君） 私は足寄町一般会計及び特別会計決算審査意見書、これに基づいてちょっと質問をさせていただきます。

この4ページをちょっと見ていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

一般会計の総説によりますと、(1)なのですけれども、財政の推移は平成29年度を100としたとき、歳入で8%、歳出で7.9%減少してます。地方交付税の関係なのですけれども、元年度は若干前年と比べて増加しているのですけれども、今後考えたときにやっぱり少しずつ減少していく可能性を秘めているのではないかなと考えられます。

今年度の予算におきましても、歳出を抑えた中で財政を運営しているのではないかなと思うのですけれども、まずこの点について町としてどのようにお考えか、お聞きします。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

財政見通しというか、ということなのかなというように思っております。

監査委員さんからの監査意見書、非常に詳しく中身載っております。

今後の部分でいけば、町税でいけば、例えば住民税、固定資産税、それから軽自動車税ですとか、たばこ税ですとか、そういったものを全部ひっくるめて約9億円ぐらいの金額になります。ですから、町の予算の額にもよりますけれども、まさに10%行くか行かないか、というような額が町税としてあります。そのほか、いろいろな使用料ですとか、先ほどお話頂いたような使用料ですとか、いろいろな収入ありますけれども、トータルしてもそんなに額的には変わらないというような額ですし、それから今後の経済見通し考えていきますと、例えば近間でいけばコロナの関係ですとかありますし、経済状況というのはよくないという部分ありますし、それから今後人口が減少していきますよだとかということを考えていくと、町税もやっぱり減っていくのかなというように、少しずつ減っていくのかなというように推測されるところであります。

交付税も今年、去年、今年については、少しずつ金額的には上がっておりますけれども、これも安定して増えていくかと、もしくはこの額がずっと維持していくかという話になると、これまたちょっとなかなか見通しが立たないというところであります。

長期的に見れば、やはり平成十五、六年ぐらいのときにぐっと交付税減ってきて、それから少しずつ回復してきたけれども、やはりまたここ七、八年ぐらい少しずつ減少してきているというような傾向もあります。そうやって長期に見ていくと、交付税も必ずしも今のままずっと行くかというのはなかなか不透明かなというように思っています。

あと大きな収入の部分でいけば、あと国の補助金だとか、道の補助金だとかという部分もありますけれども、これは事業によって、その年その年やる事業によって補助金とかの

額も変わってくる。あとは町債だとかとありますけれども、これも他のいろいろな事業をやるときに残った町で負担しなければならない部分を起債だとかという形で借りたりだとか、ということになるのかなというように思いますので、トータルするといろいろやっばり先なかなか見通しが立たないというか、決して楽観できるような状況ではないということだろうというように思っています。

そういった意味含めて、収入がそういう状況ですから、当然支出のほうもやはりそれに見合ったような支出というのはやっぱり一番考えなければならないところだろうというように思っています。ただ、やはりそのときそのときの課題というのがありますから、やはり収入に見合った支出というのはいいのですけれども、そうならないときもやっぱりあるわけですね。そういうこともありますので、やはり厳しめに財政状況というのはいっぱい見ていかなければならないのかなというように思っています。

これからでいくと、やはり一番大きい事業としては特別養護老人ホームだとかがこの後見えてくるのかなというように思いますので、この2年先ぐらいが、2年先ぐらい、そのぐらいに一応特別養護老人ホームを、老朽化してきているので建設というようなことが考えられるのかなというように思っています。そこら辺でやっぱり大きな事業が一つありますよということが見えてきているのかなということと、あと歳出の部分でいけば、これまでの町債の分だとかの返済がずっとありますので、そのピークがこれまた平成4年あたりに、どこかに資料の中にもあったと思うのですが、平成4年あたりが一番返済の公債費が多くなるという時期も来ておりますので、そういったこともいろいろ見通しながら、今後の財政状況を考えて執行に当たっていかなければならないかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） ここで、8番川上

委員の質問でございますが、昼食のため暫時休憩といたします。

1時再開といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番の川上委員からの質問でお願いいたします。

8番。

○8番（川上修一君） 午前中の町長の答弁、歳入に関しても先を見ると楽観できないと。限られた財源の中で歳出もしっかり見直していかなければならないという答弁だったかなと自分は認識しておるのですが、同じく意見書の4ページの下（3）の財政運営の状況が載っているのです。それで、5ページには表みたくなくて自主財源、依存財源となっているのですが、自主財源につきましては前年比88.7%、依存財源は前年比98%ですね、となっております。それで、今後足腰の強い財政運営をしていくのなら、自主財源の確保というのは重要なのだと考えております。その自主財源の確保の見通しといたしますか、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

それからもう1点、併せまして基金の関係もちょっとお尋ねいたします。現在いろいろな基金あるのですが、総額でどのぐらい基金があって、そのうち何年も運用をされていないものもちょっと見受けられるものですから、その額がどのぐらいあるか、2点教えてください。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、何か平成4年と、令和4年の間違いで大変申し訳ありません。

まず、自主財源の見通しということで、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、やはり自主財源の中のやっぱり一番大きなものというのはやっぱり町税になるのだろうというように思います。町税の部分について

ては、先ほども申し上げましたけれども、ここ数年8億円から9億円の間ぐらいであって、町民税、それから固定資産税、ここら辺が大体4億円、4億円ぐらいですね、大体ですね。それからあと軽自動車税が2,000万円弱ぐらい、それからたばこ税が6,000万円ぐらいというようなことで、大体そう毎年大きく変わってきていないというところがあります。

これがずっと変わっていかなければ、今までと同じような自主財源の部分になるのかなというように思いますけれども、やはり人口減少というのがありますし、そういった部分を考えると、これから同じ水準で行くかというところとやっぱり少しづつ下がっていくのかなというように考えています。

そういった意味では、先ほどお話もありませんように、ふるさと納税だとか、また新たに財源として求められるものというのはあるのかなと思いますけれども、これもなかなか現状でいくと厳しい状況なのかなというように思っています。

ですから、そういった意味では、自主財源の部分、きちんと確保ができればいいというように思いますけれども、この先を考えていくと、やはり少しづつ減少していくのかなというように思っています。ですから、先ほども申し上げましたように、そういう自主財源として自分で自由に使えるお金というのは少しずつ少なくなっていくわけですから、それに応じた、やっぱり支出の部分もそれに応じた形にしていかなければ、やはりならないのかなというように思っているところがあります。

基金の関係でありますけれども、基金は全体では普通会計でいけば54億円ぐらいが、平成元年度の末の残高ということで54億円ぐらいと。基本的には財政調整基金ですとか、それから公共施設建設等基金、そういったものが、それとあと農業振興基金ですとか、それからふるさと銀河線跡地活用振興基金ですとか、それから子育て安心基金だと

か、そういったものというのは毎年使われている部分であります。そういう基金を使いながら、今までやってきた事業の中身の財源として使わせていただいているという形になっております。

あとなかなか、果実を使って、利息を使って活用するという基金もあります。元金は基金に積んだままで、そこから出てくる利息を使ってというような中身の基金もあるのですけれども、ここの部分でいきますと、今非常に金利が安いものですから、低いものですから、なかなか果実が生まれにくいというようなことで、なかなかその活用というのは難しいという基金もございまして、あまり大きく使われていないという部分は基金を使っている、基金ではなくて、利息を使っている事業が行われなければならないというところですが、それでも、なかなかそうならないというところで、やらなければならない事業については一般財源でやるというような形になっているというところがございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 8番川上委員。

○8番（川上修一君） 分かりました。

ただ、基金というのは目的とか用途が決まっているので、むやみに使用することはできないと思うのですが、今後の財政運営を考えたときに、町長おっしゃるように歳入が厳しい見通しだから歳出もやっぱりそれなりに歳入に見合った、何というのですか、財政運営をしていかなければならないというのは理解できるのですが、場面によってはやっぱり攻めの財政運営といいますか、例えば2年後先には特別養護老人ホームを建設しなければならないとか、そのほかにも私が思うのは、今利息を使ってうまくいっていた、うまくというか運用していた基金、でも利息がもう今ほとんど低いですね。効果が出てないと。であるならば、そういった基金の使い道を考えるといいですか、その基金を使って何か施策、事業を起こして、それを利用して町内の民間の方が、何というのかな、

活力になる事業ということを考えると、やっぱり何かまだ少しでも体力があるうちにそういったことも考えていかないと、歳入がだんだん減っていくから歳出もそれに合いませんよということだけでいくと、本当にじり貧になっていってしまって、ちょっと表現は悪いのですけれども、何か今テレビで報道されているようなことも選択しなければならないようなことになっては困るなと思うので、ぜひそういった部分考えられないかな。使われていない基金を活用して何か新しい施策というのですか、そういったこと、今これというのはないと思うのですけれども、そういったお考え方というのは、町長はどう思われますか。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 取りあえず今段階では、財政調整基金が16億円ぐらいの金額になってますので、当面はまだ財政調整基金がありますので、いろいろな事業をやるにしても、こここのところ何とか調整がつくと。例えば今年だとかは新年度予算で予算を組み立てている中で、どうしても財政的にやっぱり予算組み立てているときに収入がない部分については財政調整基金等を使わせていただいて事業をやるという形で行ってますので、当面はまだそんなに厳しくてやりたい事業もできないだとかということはないのかなというように思っています。ただ、やっぱり将来的なことを考えていけば、やはり先ほど言ったような状況ですから、決して楽観視はできないよということですね。

それで、確かに使われていない基金というものもあるわけですが、そういったものを今後本当にその財政が厳しくなってきたり、財政調整基金ですとか、なかなかもうなくなってきたよという状況になってきたときには、いろいろなことを考えなければならないのかなというように思っています。ですから、いろいろと目的を持ってつくってきている基金もありますけれども、そういったものも一旦、何というのですかね、基金を取りや

めて財政調整基金だとか、そういった形で一本化するだとか、そういったことも当然考えていかなければならないことになると思うのですけれども、当面はまだ大丈夫かなというように考えているところであります。

将来的、できればそんなことをしなくても十分に財政運営ができて、きちんと事業ができるというのがやっぱり一番理想かなというように思います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 8番川上委員。

○8番（川上修一君） すみません、財政調整基金、前年度末では19億円ありましたよね。43ページ、違うのですかね、見方が。43ページに基金の一覧表とあるのですけれども、19億円ですよ、前年度末現在高。いいですよ。

それで、町長、今16億円あるのでまだ大丈夫と言われているのですけれども、何か前年と比べても3億円減ってしまったのかな。3億円というか2億5,000万円ですね。

それで、財政調整基金はどこまで減ったら大丈夫なのですかね。ちょっと自分全然分からないので、例えば12億円ぐらいまでだったら、まだいいんだよとか、そんなのがあれば教えていただきたいのですけれども。

○委員長（高橋秀樹君） 町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

これでいくと、監査委員さんの意見書でいくと、41ページのところに一番最初に足寄町財政調整基金というのがあって、前年度末残高で19億円で、平成元年度の中で取崩しをしたという、3億円ほど取崩しをしたということで、平成元年度末では16億円ぐらいという金額になっております。ですので、今段階でいくと、取りあえず平成元年度末で16億円。今、平成でない、令和ですね。令和2年度でまた今年もまた少し取崩しをしながら使っていくという形になりますので、今年の3月末では16億円ぐらいまであったの

が、また少しずつ減っていくという形になっていくのかなというように思っています。

財政調整基金が幾らぐらいあったらいいんだというところについては、特にきちんと決まったものというのではないのですが、多くあるにこしたことはないのですが、やっぱり毎年毎年予算を組んでいったときに、例えば年度途中でもそうですけれども、いろいろと事業をやらなくてはならなくなって財源的にどこかから、補助金だとか起債だとか、そういったもので全部できればいいのですけれども、どうしても一般財源というのは必要になってきますし、そういったときに財政調整基金を活用してという形になりますので、やはり一定の金額は持っていなければならないなというところですね。

先ほども言ったように、幾らあったらいいのかというのは、特に決まっておられませんけれども、毎年毎年、例えば去年でしたら3億円ぐらいの財政調整基金を取崩ししているわけですが、やっぱりそのぐらいの額が当然まずは必要になるのかなと。これからの財政運営の中で、取崩ししなくても済むのが一番なのですけれども、取崩ししなければならない金額というのは当然ありますし、それから年度当初に次の年の新年度の予算を組むときに、これまた取崩しがなしで予算が組めればいいのですけれども、組めないということもあるわけですから、そういった意味でいくと、やっぱり例えば3億円だとか5億円だとか、そのぐらいの金額は当然必要になってきます。ですから、もっとあったほうが本当は財政的には楽な運営ができるのかなというところでもあります。

ですので、やっぱり今16億円あるからといって、ではこれがずっと永遠に16億円ずっと維持できれば大丈夫だと思うのですが、今年も予算組むときに、今年も新年度予算、令和2年度の予算を組むときに5億円ぐらいの基金を取崩ししていますので、やっぱりそれは、それからこの後補正予算だとか組むときに、どうしても財源が必要だよと

なったときに、なければ補正予算組めないですから、そうやっていくとやっぱり10億円だとか15億円だとか、そのぐらいのやっぱり財政調整基金を持っていられることができればなというように思っているところであります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 8番。

○8番（川上修一君） 分かりました。

いろいろお聞きしたのですけれども、町長も自主財源を増やすことには全然否定的ではないですよ、いろいろとね。ただ、そんなに甘いものではないよということなのだなと思います。それでも基金の関係はもうちょっと粘れないのですけれども、使われてないものは何かもったいない気、私個人的にします。ただの数字だなど、そこに数字があるだけで、使ってしまうという乱暴な言い方もどうかと思うのですけれども、ぜひそういったものを使ってうまく町の中が潤うといいですか、お金が回るというか、そういうこともぜひこれから考えながら、財政運営をしていていただきたいと思います。

それで、これからコロナの関係、影響もあると思うので、どのようになるか予断許しませんけれども、財政は柔軟な対応をしてください。

質問終わります。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

10番二川委員。

○10番（二川 靖君） 歳出の関係で、自分の所属する委員会のことはある程度聞いて分かったのですけれども、民生費についてなのですけれども、いわゆる審査の意見書にもあるとおり、予算額が13億1,063万9,000円に対して支出が12億5,759万7,259円ということで、繰越すべき事業費104万8,000円ですか、を引いた不用額というのが5,163万3,741円で、執行率については翌年度へ繰り越すべき事業費を考慮すると96.1%となっている

ということであります。

それで、不用額の主なものとしては、社会福祉総務費、介護保険助成費、介護サービス事業助成費、高齢者等複合施設運営費、子どもセンター運営費であるということで、ちょっとからくりが分からないので、ちょっと金額が大きいのので、ちょっとこのからくりについてちょっと教えていただけないでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、二川議員のほうから御説明を頂きましたが、民生費の不用額の主な科目なのですが、社会福祉総務費それと介護保険助成費などとなっておりますけれども、まず社会福祉総務費に関しましては、障害福祉サービスを持っている科目というか、費目でございます。こちらに関しましては、障がいのサービスを利用されている方のサービスの利用料が不透明ということで、2月、3月補正におきましては2月に予定を、推計をして予算の整理をさせていただいているのですけれども、そちらについてはサービスの利用が不透明ということで、減額してしまうとお支払いができないということで、少し留保している部分がございます。

また、介護保険助成費につきましては、介護保険の特別会計への操出金を持っているところがございます。こちらに関しましては、介護保険特別会計で介護保険サービスの利用料が流動的ということもございまして、予算を落とし切れないというようなところがございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 10番二川委員。

○10番（二川 靖君） 今、説明があったように介護保険助成費については、操出金の中でやっている。そして、この金額がなかなか決まらない。それと、介護サービス事業についても、いわゆる利用量が、何というのですか、不透明だということと言われており

ます。

それで、例えばこの老人福祉もそうなのですけれども、2,600万円ですか、余っているのが。老人福祉費ですね。これもこの介護サービスだとか、そこら辺に入っているのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 項の老人福祉費の部分に関しましては、高齢者福祉施策の全般の予算を計上しておりますけれども、高齢者福祉関係、それと介護保険関係、それと介護サービスなどに関する予算を計上している項となっております。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

では、それを含めて全部不透明なところがあるので、予算づけはするけれども一時保留をしておいて、決算時期になったら、それがどんなになってくるのかということは見えないということでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

予算額というのは3月の補正で最終的な決算見込みを考えての最終的な予算額が決まります。3月の予算というのは、予算査定が2月に入りますので、2月の段階で5月まで、出納整理期間を含めて5月までの決算の見込みを立てるわけなのですけれども、例えば介護保険でいいますと、3月から2月までの給付の実績、なので2月のサービスを使われた方の請求が4月になってから入ってくると。なので、2月、1年間分の最後の2月のサービスの利用分がやっと4月で請求額が明らかになって、施設に入っていた方や介護サービスを使われた方、例えば介護の部分でしたら、その額が4月になって明らかになって、それを払ってやっと決算額が、1年分の決算額が固まるのですけれども、それを2月の段階でもう予算余るかもしれないからきっちりしてしまおうとなると、急に利用者が増えたり、例えば国保とかも同じなのですけれど

も、風邪が流行したとかというのもそういう例なのですけれども、なので、決算額をある程度余裕を持って予算確保をして、間違いなく足りなくならないように、足りなくなった場合には補正予算をまた新たに組まなくてはいけないという、流用しなくてはいけないということで、最終的な決算見込額よりもちょっと足りるだろうという額を十分確保する予算額をやっているということで、2月の段階の決算見込みということなので、その部分、タイムラグという部分というか、まだ見通しが立たないということで、いろいろな予算でこういうような福祉部門とか医療部門では、そういう需要が、状況が発生してま

す。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

単純に言えば、土木費だとかいろいろあるのですけれども、翌年度繰越額だとかという項目があって、土木などは、それとはちょっと性質が違うのだらうと思うのですけれども、そういったお金が、今言ったように2月のやつが4月に来るとということで、予算を組んでいるということで、ちょっと分からなかったものですから、理解しました。

もう一つなのですけれども、歳出のほうで7ページのほうで、職員給与費がこれちょっと不用額がちょっと1,500万円ですか、になっているということで、それぞれ級別に職員というのは給与決まっているということなのですけれども、これ例えば退職していなくなったから必要なくなったのか、そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 二川委員、どのページですか。

○10番（二川 靖君） 7ページ、職員費です。歳出。決算書です。ごめんなさい。

○委員長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

目節で言いますと、多分96ページ、決算

書96ページを見ていただければ、ちょっと細分化されているもので、ちょっと内容を説明しやすいのかと思うので、ちょっと御参照いただければと思いますが、この96ページが一般会計の職員給与費の款項目節なのですけれども、こちらのほうのお答えということでよろしいですか。

それで、職員給与費が不用額1,515万円ということ、これも多額だということなのですけれども、その中で多く占めるのが不用額が職員手当等の863万8,000円。これは完全な把握ではないのですけれども、基本的には除雪のときの時間外をある程度確保して、雪が降らなかったら執行しないということで数百万円余るということが、雪が少ないときはよくありました。あと考えられるのが、これは結果として、コロナでいろいろな仕事をセーブしているというか、やれなかった部分で時間外が少なくなっているというところもあると想定されます。細かな分析まで、今日のところは資料がございませんので、想像の世界になりますけれども、除雪の経費とコロナの部分だというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） すみません、ちょっと聞き方が悪くて、ページ数もすみませんでした。

それで、除雪費という部分と、あとコロナの影響で時間外が少なくなっているのではないかとことでして、ちょっとこれいずれにしても1,500万円の中の職員手当等というところでいえば800万円ということで、ちょっと総務の中でもちょっと時間外の関係も調べさせていただいておりますけれども、時間外がいわゆる700時間も超えるような者が今回見当てられたというか、何を言いたいかという、いわゆるその時間外が減ったということでいえば、人つきなものもないのかなというふうに思いますけれども、いかんせん先日も標津ですか、標津町で職員

が亡くなられたということで、町長も何か減給3か月ゼロと、ゼロでなくて100%ということも新聞報道等もありましたので、これがちょっと時間外に関わってくるものだったからちょっと大きいかなというふうに思ったので、ちょっとそこら辺をお聞きしているということで、除雪の人件費が少なくなったというのならいいのですけれども、時間外がというふうになれば、何なのかなというふうにならざるを得ないからお話をさせていただいています。ちょっとそこら辺についてお願いしたいなと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えをいたします。

確かに二川議員が御指摘のとおり、平成元年度でいえば年間で700時間を超える職員がいたのは事実でございます。

それで、当然標津のような痛ましい事案があってはならないのは当然でございます、令和元年度の4月から、基本的にうちの職員において1か月当たり、月に45時間を超える時間外を、なりそうな者については総務課のほうに報告をさせていただいて、その者を把握しているとともに、月に100時間を超えた者につきましては、他町村ではその100時間を超えた者に対して、非常に疲労がないのかと言って本人がないと言えれば面談をしないということもあるやに聞いておりますが、足寄町におきましては、100時間を超えた者が実際月に数人いる場合もございますので、必ず産業医の面談を受けさせるようにしております。その中で、うちでいえば、国保病院の院長が産業医の資格を持っていて、面談をさせていただいているドクターであります、その中で医師の判断を頂いて鬱になっていないかどうかとか、面談をして把握をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

昨日ちょっと聞き忘れたものですから、そ

こも含めてちょっとお聞きしたということで、今言われているとおり、今後も適正な管理、執行でなくて管理ですね、をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

7番高橋委員。

○7番（高橋健一君） 決算書43ページ、総務費の14目企画振興費です。成果報告書は19ページ、地域おこし協力隊起業支援事業補助金についてお伺いいたします。

中身は100万円掛ける3件、300万円が拠出されておりますが、この内容についてお伺いしたいと思います。つまりどういう方にどういう起業に支援したのか。

それからもう一つは、費用対効果です。その補助金を頂いた人たちがどのように活動されているのか、それについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋秀樹君） 松野総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 今、御質問の地域おこし協力隊起業支援事業補助金につきましては、まず300万円のうち100万円につきましては、昨年度まで地域協力隊として活動されていた方が今回やめられまして、鹿肉等を加工するという事で起業された方に対して100万円を支出したものでございます。

もう1件につきましては、御夫婦で地域おこし協力隊として活動されていた方が、イチゴを活用した事業といたしまして、ジャム、生でイチゴを販売もしておりますが、ジャムに加工して起業されるという方に対しまして、御夫婦に対しまして100万円ずつ200万円を支出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（高橋健一君） では、1件はもうやめられてしまったということですか。最初の100万円、鹿の。

○委員長（高橋秀樹君） 総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 任期終了後に協力隊をやめられたということでございます。事業は継続してございます。

○委員長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（高橋健一君） 分かりました。

それ、今後の見通しですけれども、こういうのは継続きつとされていくのだと思うのですけれども、やはり役場としてはこれから助言とか指導とか、そういうことはきっちりされるのか。私はやっぱりITとか、これからそういう起業家がたくさん出てくると思うので、これから大いに足寄をアピールして、こういう資金を大いに出していただきたいと思うのですけれども、今後の見通しについて一言お願いします。

上限300万円はこのままの上限ですか。また新たに。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） この地域おこし協力隊の起業支援事業ということで、これは1件100万円ということで、1人100万円といったほうがいいのかもしいですね。地域おこし協力隊として足寄町で活動されて、地域おこし協力隊が3年間という任期がありますので、3年間足寄で活躍をされて、足寄でその3年間の中で足寄に定住できるように何か起業をしてもらい、業を起してもらい、そういった部分で3年間活動してもらって、その後、私としてはこういう3年間のいろいろ経験したことを生かして、足寄町でこういうことをやりたいと、こういう事業をやりたいというようなことであれば、そこで100万円の支援をしていこうということで考えております。

今後、今、足寄にもまだ地域おこし協力隊として活動していらっしゃる方がまだいますので、そういう方たちが3年後、3年間の任期を終わった後、足寄町で何かこういう事業を起こしたいなというようなことで御相談があれば、また今と同じような形の支援をしていきたいなというように考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（高橋健一君） 分かりました。では3年間地域おこし協力隊、まず活動していただいて、その後の支援ということになるのですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

3番進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 地域おこし隊のことに、私のほうからも質問します。

決算書で73ページ、目観光費です。評価表では57ページになります。

地域の活性化、観光振興のために地域おこし協力隊2名を配置した人件費、諸経費書かれておりますが、どのようなところに配置され、どのような内容の業務を行っているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 村田経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

2名の地域おこし協力隊観光振興ということで、1名は28年に地域おこし協力隊として元年で協力隊が任期終了というか、3年の研修を終えて終了しております。その方が、先ほど総務課長おっしゃっているように、企業を起こして町内に、先ほど言ったようなジビエ関係のことをやりたいということでおります。

そして、もう1人の方はそのときの当該年度1名観光振興という形の中で、主に道の駅だから観光協会、観光協会のほうに出向させていただいて、足寄の観光に対するPRだとか、そういったことを従事しながらいろいろなイベントに参加したり、そういう形に従事した方が1人。この方につきましては、縁があつてというか、協力隊を当該年度にちょっと卒業されて地元の農家の方のほうにちょっと雇用の関係で勤めております。具体的にいけば、螺湾のほうのところの今年8月かな、

再開したカフェというレストラン、ケーキ喫茶、ここの従業員として働いております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、現時点、これは元年のあれなので、現時点では地域おこし協力隊はいらっしゃいますか。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 令和2年ということになりますと、令和2年につきましても2人なのですけれども、1人はこちらとか、この方も観光振興という形の中で、うちのほうの商工観光振興室のほうに在籍して、オンネット周辺だとか、そういったことのこれから担っていく、何というのかな、オンネットの新休憩舎建設をすることをしているので、その周辺の魅力あるものだとか、町内の魅力あるものを発信していこうということで、実はこの方が出身というかな、中国のほうの方なので、そこに伴う国際的というか、インバウンドを利用しながら情報を提供して、いろいろな形で活用していきたいというふうに思っております。

そしてもう1人の方なのですけれども、この方については菓子職人というかな、横文字で言えばパティシエというのかな、そういう方が7月に観光協会のほうに配置されておまして、その方も今シュークリームだとかケーキだとか、そういうのをつくって、その方も地域おこし協力隊として今現在研修しながら、足寄に定住できるような形の中で取り組んでいきたいという方向で今進んでおります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） いろいろな知識が今つながりました。

確かに地域おこし協力隊のそれぞれの方たちを見ていると、足寄ではもちろんない方たちが、いろいろな知識や経験を持って足寄にやってきてくださっている。足寄を知っていただいて、そこでまた発信していただけると

ても、何年からやっているのか、ちょっと私はよく分からないのですけれども、非常に効果があるものだなというふうに私自身は感じております。

今、現時点で今効果はあれですけれども、課題というのはいくつありますか。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 課題と申しますと、今いろいろとお話は地域おこし協力隊と定期的にとりかかるとか、そういう形の中できちんと週一だとか含めてお話を聞いたりしているという、それは業務の一環も含めてなのですけれども、ただし過去にはちょっとフリーというかな、自由に開放的に何でも好きにのびのびといたるところ、やはりいきなり本州の方が足寄町に来てなかなか町民と溶け込めないというか、ちょっとコミュニティーがちょっと不足したりとか、どうしたらいいのかなというような声は聞きますけれども、現在いる中ではやはりその辺もある程度うちらも解消しながら、なるべく町民とか住みやすいような環境づくりということで業務を遂行できるような形を取っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） よく分かりました。

来ていただいて、せっかく縁があって足寄に来ていただける方なので、その辺のフォローも役場も、あとほかの民間のところもそうですけれども、面倒を見ていただけたらなというふうに思います。

ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 国民健康保険病院事業会計決算書のほうから質問したいと思います。国民健康保険病院事業会計決算書の10ページをお開きください。

この10ページには、職員の現況について一覧表が載っているわけでございます。

昨日の文教委員会、それぞれに分かれて部会ごとに職員の方からいろいろ、特に病院問題につきましては事務長のほうから詳細な御説明がありましたが、この職員現況に基づいていうと、今年は常勤の医師が4名だったのだけれども、さらに1名減って今現在は3名体制だということで、前年度にあっては5名でしたから、常勤の先生が5名いたわけですから、今年度は以前より先生の負担も増しているのだろうと、5名から3名になったわけですから、と思います。

そこで、お医者さんを4名ないし5名にするべく、町長はじめ医師の招聘の向けて努力されていることと思いますが、町では一定期間の勤務を条件に医師と看護婦さんに、そういう医師や看護婦を目指す学生に対しまして、修学資金貸付制度がございます。そのほか介護士などもそうですね。今回は病院関係で20万円と10万円ということで、そういう制度がございますが、お尋ねします。

令和元年度については、何名の応募者がいて、貸付け決定した者は何名だったのか。また、現在国保病院に勤務されている方は何名で、これまで貸付けした方のうち、国保病院で就業に結びついた方が何名くらいおられるのか、分かる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） それでは、福祉課のほうからは医師等修学資金の貸付け者の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

昨年度、令和元年度につきましては、貸付けの希望された方が募集したところ、看護師がお一人いらっしゃいました。面接の結果、貸付けを決定いたしまして、令和2年度4月から貸付けを開始しているところです。

昨年度、令和元年度中に貸付けを行った方は、その前から貸付けを決定を行っていた看護学生ですね、に対して貸付けを行いました。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

後段の部分の国保病院のほうに就業した者の数ということなのですが、これまで制度が始まってから、医師については1名、看護師については途中の退職者も含まれておりますが、11名ということになってございます。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 1名と11名ということでございました。

それでは、国保病院に勤務されている11名ですか、地元足寄高校卒業、出身者というのはそのうち何名なのでしょう。

○委員長（高橋秀樹君） 病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

現在2年9月現在ですね、6名が看護師として勤務をしております。以上です。

ごめんなさい、申し訳ないです。ちょっと訂正させてください。

足寄高校出身の方ということで5名です。5名の方が勤務をされております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 5名の卒業生が就職しているということでございました。

現在、それから貸付け決定者も1名ということで少ないのではないかなという気もいたしますが、町民の皆様どこまで知っていらっしゃるか、また現在高校などへPR活動ですね、どのように行っているのか、学校へ出向いて説明会などは行っているのでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 足寄高校のほうには、福祉課の職員が出向きまして、進路の先生とかにこのような貸付けの制度がありますよというようなお話をさせていただいております。また、医師につきましては、道内の各大学のほうにこのような貸付けを行っているというような募集要項みたいなものを送らせていただきまして、募集を行っているという状況になっております。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

それで、現在は貸付制度の決定者につきまして、また地元で就職したいということになりますと、国保病院に医者も看護師も就職することになっております。今現在は、どこの看護師も、それから医者も、福祉施設などにおきましても同様かと思うのですけれども、人材不足ですね。それは本当に毎回毎年毎月、看護師さんの募集をしている病院もあるわけです。現行の制度の内容では、将来的には国保病院での勤務を対象としているわけですが、これを町内の他の医療機関や福祉施設等まで、希望すれば就職先として対象を広げることも検討されてみてはどうかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

足寄町の国保病院も非常に人が不足しております、とりわけ看護師さん、出入りも多いという部分も確かにあるのですね。そういった部分でいきますと、やはり基本的には国保病院の看護師さんを中心に募集をさせていただくということが、町の予算の中でやっていくとすれば、やはりまずはそこがまず第一かなと。そこで余裕があるのだとすれば、ほかのところにもということにもなっていくかもしれませんが、当面はやはり現状でもなかなか看護師さんの部分が足りない。言ってみれば、いつもいつも募集しているというような状況なものですから、なかなか難しいのかなという感じがしています。

それと、学生さんが卒業してすぐ病院に来るという形になりますと、今度はそこで、何というのですかね、実際の現場で教育もしなければならぬということになりますと、やはり一定の人数の看護師さんがいる中での職場でなければなかなか難しいかもしれないなというところもちょっと感じているところがあります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） その教育という場面が一番大事かと思えます。そういう意味からいくと、大勢のいる国保病院とかあづまさんとか、それからむすびれっじとか特養とかありますけれども、そういう教育ができる余裕のあるというか、そういうところに限られてくると思いますが、そういう幅も広げて考えて、方向として行っていただきたいとお願いして、以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

5番田利委員。

○5番（田利正文君） 一般会計及び特別会計決算審査意見書47ページ、財政行動の弾力性についてのところについてお伺いします。

経常収支比率は本年度で90.6%というふうに書いてありまして、その後に一般的に町債にあっては70%程度が妥当と言われていたという中であって、本年度は昨年につき80%を超えて硬直化の兆しが現れているのではと懸念されている。引き続き、今後の動向に留意されたいとありました。

過去の意見書を見ましたら、26年度76.5、27年度79.1、28年度83.3、そして47ページにあるとおり、29、30、そして令和で90.6となっております。これらについて監査委員の方の感想を伺いたいというふうに思います。

○委員長（高橋秀樹君） 代表監査委員。

○代表監査委員（川村浩昭君） この弾力性については確かに数字的には、比率については上がってきています。ただ、これについては70%が妥当だというふうに書かれていますが、ある調査によると100%超えるところもあるということでございます。

実質、例えば人件費だけでいきますと、減ってはいるのですけれども、一番多いときでは平成13年度で18億円程度人件費出ていたときもあります。それらを比較していきますと、いろいろな扶助費その他もろもろ維

持補修費とかも上がったり下がったりするのですけれども、分母と分子の関係でこれが弾力性が上がったり下がったりするのは御存じかと思えますけれども、硬直化したからといって事業ができるとかできないとかという話ではなくて、この中身に関してはあくまでも弾力性を持ってやってくださいということなので、90%を超えたからといって中身が悪くなっているということではなくて、いろいろやっていけばこういうことになるということだと思いますので、そこら辺を御理解頂きたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 5番田利委員。

○5番（田利正文君） 今、監査委員の方から伺ったわけですが、この件に関して町長の所見をちょっと伺いたいと思えますが。

○委員長（高橋秀樹君） 町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

経常収支比率の関係でございますけれども、先ほど代監さんのほうからもお話ありましたけれども、分子分母の関係もあるということで、その年その年の予算の総額にも、よっても若干数字が変わってくるのかなというふうに思っています。

ただ、やはり毎年毎年この経費が必要な経費ですよというものが、やはりだんだんこの経費は絶対削れないよという経費がどうしても出てきますから、その経費というのはもう決まってくるよと。そうすると、予算の額が、総額が多ければこの率というのは低くなりますし、低くなると、トータルの予算の全体の額が小さくなれば、その率というのは高くなっていくということになりますので、その年その年で上がったり下がったりする可能性は当然あります。ですから、それによってどうのこうのというのはやっぱり、それだけではやっぱりないとは思いますが、ただ率としてはそういうことになります。

やはりできるだけそういう、必ず必要な経費が少なくして自由に使えるお金がやっぱりあ

るほうがいろいろな事業をやろうと思ったときにも可能であるということになります。そういったことで考えればやっぱり低いほうが、低いにこしたことはないというように思っています。

70%ぐらいが、そのぐらいで抑えられればというように思いますが、やっぱりいろいろなことをやっていくと、どうしてもそういう経費というのは増えてきます。いろいろな施設つくっていきまると、その運営管理だとか必ず絶対やらなければなりませんから、そうするとそういう経費が絶対に出てくるわけですね。そうするとそういう経費がどんどん重なっていくということになって、経常収支比率が高くなっていくというように考えています。

そういった意味では、いろいろなものをつくると必ずその経費がかかるわけですから、つくらなければいいのかという話になるのですけれども、またそういうことにもならないので、やはりここら辺は十分こういう状況を見ながら、事業を進めていかなければならないのかなというように考えています。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

2時15分まで。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○委員長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

11番木村委員。

○11番（木村明雄君） 決算書71ページ、成果報告書52ページと53ページ、町有林管理水源林造林事業についてお伺いをいたします。

森林整備事業、水源林造林事業、この2つの事業について、私はこの2つの事業の内容があまり内容が変わらなければ一つの事業でもよいのではないかと思うわけなのですが、

この辺どのような違いがあるのか、まずはお伺いをいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 村田経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず事業の区分についてなのですが、水源地林については、ちょっとお待ちください、すみません。

水源地林事業につきましては、森林整備センター、国から補助を受けて、そこで担っている事業であります。この間、町有林の部分を水源地林として契約して、そして水源地林の保安林というかな、保全林という形の中で契約をさせていただいて、その中で事業を進めていく。この事業については、水源地林事業についてはあくまでもほぼ100%ですね、100%国の事業で執行していただいております。できれば、町でやるよりは、できれば町有林を、これはあくまでも森林整備センターと協議しながら、そういった契約地を増やしていくというのが前提なのですが、その中でやはり、何というかな、その中で町有林もその水源地林造林を増やすことによってその事業の推進を図っていきなさいということであって、そういう上では隣の森林整備事業は民有林も含めてやっていくものですから、要は用途というか、やっていることは確かに同じように見えるかもしれませんが、あくまでもこれは一方ではきちんと国の支援の補助金、くどいようですが、森林整備センターと協議しながら有効に町有林を活用していきなさいというような事業でありまして、ましてやそれを伐採をしていくと、土地の所有は足寄町なのですが、6割は、要はその伐採した費用の6割は地元のほうに還元していただいて、残りは事業ということになるのですが、そういう有利性も持っていますので、そういう面では水源地林造林事業というかな、その事業をもう少し拡大しながら進めていければいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。町と国との違いがあるということなのでしょうね。分かりました。

それでは、2つ目、ネズミの駆除ですが、これについては森林整備事業、これが面積は423ヘクタール、野草駆除薬剤、これが525キログラム、水源地造林事業、面積は571ヘクタール、そして薬剤が469キログラム、合わせて面積が995ヘクタール、薬剤は約1トンにもなるわけですが、ここでヘリコプターの空中散布をしているのだと思いますけれども、これらの面積、それから薬量、これらも多いわけで、これ時間的にはどのぐらいかかってやっているのか。そしてまた、チャーター、ヘリチャーターの散布量というのかな、それはいかほどかかっているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず、ヘリの散布に伴う面積については、1,000ヘクタールぐらい、面積をどのぐらいでかかるかということについては1日半ぐらいかかって散布しております。薬剤のほうも約1トンということで、一応決められているというか、基準散布量という形の中で収めて、言われているのが、1ヘクタール当たり0.8キログラム散布するというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をしたいと思います。

これは苗木についてお伺いをいたします。

森林整備事業は造林用カラマツ苗木が3万9,300本、水源地造林事業は2万9,300本、これら合わせて6万8,700本になるわけですが、四、五年前には苗木が手に入らないということで、植林ができなかったこともあるのではないかと思うわけなのだけれども、去年そしてまた今年、そして来年に向

けての見通しはどうか。それと、過去にはアカマツ、トドマツも植えておりましたが、これについて今はカラマツが主流なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） まず苗木の部分でありますけれども、木村議員の仰せのとおり、二十七、八年については苗木不足というようなことが発生しておりました。でも現在はやはりちょっと不足はしているのですけれども、足寄町と契約している種苗会社というのですか、そこについてはきちんと計画的に年間このくらい苗木発注いたしますよということを事前というか、その業態というかな、そういうところに事前にきちんと確認しながら、きちんと購入できるかということも含めて予算措置しております。そういう形の中で事業計画もきちんと組みながら進めております。それと、ですから見通しについては、確かにちょっと減少気味かもしれませんが、不足気味になっているかもしれませんが、そういった形の中では業態、そういった苗木購入業者のほうに聞きながら進めさせていただいているという状況です。

それと、カラマツ、以前にはアカエゾだとか、そういうふうな形で改植というかな、植林していたと思うのですけれども、やはりきちんとした十勝というかな、足寄町に育つ、育成していくということについてはやはりカラマツというのがやはり強いです。そういった面では、アカエゾも一部そういった形の中で、ということはやっぱり風に弱かったり、いろいろなことの現象というのはやっぱり植えてみて初めて分かってくるという現象も出てきておりますので、その中ではやっぱりカラマツを主に今後植えていきたいと。ただし、これもまた森林整備センターと協議しながら、部分的にはアカエゾも植えていくような団地も出てくるということでもあります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、もう一つ質問いたします。

足寄町のカラマツの植林をしてから、約30年から50年、もっともそれ以上の年月をかけているのではないかと思うわけでありませぬ。そこで、伐期を迎えている木材も多々あるかと思うわけなのですけれども、私思い起こせば高橋秀樹委員のおじいさんのあたり、おじいさんの頃ですね。町長をしていた時代が、私まだまだ小さかった頃なわけなのですけれども、その頃から植林が始まりました、私が小学生、そして中学生にかけての頃ですね。勉強をしながら先生と一緒に植林をしたことがあります。その頃は各学校に学校林というのがあったわけなのですよね。そんな形の中で、私らも小さいながらも先生に付いた形の中で一生懸命木を植えてきたと、カラマツだったわけなのですけれども。そして、その先生にも言われたことがあります。それは、これから足寄町、将来に向けてこれが大きくなったときには裕福な町になるんだよ、だから皆さん一緒に松を植えようねということで進んでいたわけなのですけれども、そんな教えを頂きながら、私も今日に至っているということになります。

そこでお伺いをいたします。

まず1つ、現在植林してから何年生ぐらいで伐採をするのか。2つ目はどれほどの面積を1年間、これは面積ではないのかとは思いますが、大体どのぐらいの面積なのか。それから、どのぐらいの伐採材積を計画して進んでいるのか。それと、年間木材の売却収入はどれほどあるのか。これらについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 申し訳ありません。全てがこの場で答えられるかといったら、ちょっと自信がないので、まず先ほど言った何年生で伐採しているかということは、町有林でよろしいでしょうか。でいけば、町有林でいけば、先ほど議員おっしゃっているように、伐採年齢につきましては、書

いてないな。一応基本的には30年から40年ということで、うちのほうもそれを主として行っておりますので、大体40年を大体目安に伐期齢含めて行っているのではないかとことです。

それと面積はということになりますと、令和元年でいきますと、違う、ちょっと待ってくださいね。面積でいきますと、全部で合わせて、伐採でしたね。134ヘクタールですね。材積なのですけれども、材積は正直言って今答えることはちょっと難しいです。申し訳ないです。あとそれと、年間の売却収入ということになりますと、今年は町有林、令和元年でいけば約1億円ほどでしたかな。例の防虫害の関係で大きく団地を伐採したりしているので、約1億円ぐらい伐採収入があります。令和2年というか今年はまだ行っていません。

以上です。申し訳ないです、材積だけはちょっと分かりません。申し訳ないです。

○委員長（高橋秀樹君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。大体1億円もこれあるのかな。そんなことちょっと考えたところなわけなのですけれども、これはほかの町とは違う。これはあくまでも私の個人的な考えであります。しかしながら、そうはいいながらも、これは何とか、我が町の浴場問題。これらについても、まず私はずっとそれを考えていて、そしてまた何かないものなのかなというような考えもしながら進んできたところであります。この広大な土地の木材を計画的に売却し、そして浴場施設に進めていったらどうなのだろうかと、そんなようなことも考えながら、これちょっと無理な話なのかもしれないです。しかしながら、私は私なりにやはり一生懸命頑張っていきたい、そんなようなことでまたここで質問させていただいたわけなのですけれども、これについて、町長もいろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、町長の御意見を伺いたいと思っております。これだめだったかな。そうか、分かった。では決算審査ということ

で、これはまた、分かりました、次回に行きたいと思っております。どうもありがとうございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございますか。

12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 冒頭ですけれども、今の経済課長で私その専門分野ですから、135町なんていう伐採はあり得ませんから。これだけはちょっと間違いだということをおまづ、12から20の間です。135町という伐採は存在しませんから。それは何かの勘違いだと思いますから、それは後から調べてやってください。

それで、私は実は決算書の79ページなのですけれども、公園事業、そして成果等の明細には64ページ載っている、これは里見が丘公園事業とバッティングして、これは小科目なのですけれども、これはクラブハウスの建設だったか、ふわふわランドの建設、これ長寿命化の補助金でこれ支出しているから、これとちょっと公園事業との私の視点がちょっとずれるものですから、まず決算書の79ページの公園事業費に沿ってちょっと質疑をさせていただきます。

まずこの里見が丘町営球場、この間もちょっと議会で私も教育次長に質疑させていただいた記憶あるのですけれども、これは今さらとおっしゃるかもしれません、いつこれだけの修繕費等々もかかる時期になった、いつ町営球場を建設されたのですかね。もうちょっと私も記憶しているのですけれども、昭和何年に町営球場が設立されたのですかね。

○委員長（高橋秀樹君） 沼田教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

昭和57年度に完成しております。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 昭和64年ですから、そんなにやっぱりたったのですね。それだけのやっぱり時間を経過して、このような

修繕がかかるようになったのですね。

それで、この間も先般もこの議場で、教育次長に質疑をさせていただいて理解はさせていただいて、理解は得たところなのですから。

まず、この町営球場の利用がどうか。今回も決算時であって費用対効果というけれども、逆から言うと、利用対効果なのです、全てがあらゆること。利用者少ないものに対して効果を求めても、言わばそこまでの手の、言わば処置というのは果たしてどうなのかということになるものですから、去年度と今年ももう少し、もうシーズンオフを迎えるに当たって、去年との比較ですね。利用率どうなっていますか。特に町営球場です。

○委員長（高橋秀樹君） 沼田教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

若干時間を頂きまして大変申し訳ございません。

野球場のほうですけれども、元年度でいきますと、日数は47日で利用人数は2,070人となっております。取りあえず参考までに30年度を言いますと、2,416人ということになります。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 2,070人、2,416人というのは、プレーヤーの数を言っているのですか。言わば町営球場に対しての利用者でプレーヤーを、プレーをする方の数を言っているのですかということ。例えば年間のうちに、あそこの球場の、言わば利用申込みが何日そこで処理しているかとか。この後からちょっとまだ質疑続けますけれども、まず何日間あそこは使われていますかということのほうが早いと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

令和元年度でいきますと、47日使われております。あくまでも利用人数につきましては、その申込みがあった時点での人数の積み重ねということで御理解を頂きたいと思いま

す。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） この利用の率、47日間、1か月半という利用期間ですね。それで、私ども40年、45年前を、今の質疑させていただきながら思い出しているのですけれども、ちょうど町営球場を使っているときというのは、クラブチーム、もう役所もチームありましたし、役所も2つチームあったぐらいですね。あとはクラブチームとか、農協さんとか、商工会さんとか、やっぱり10数チームあったのです。現在何チームですか。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

役場と商工会と東部森林管理署と足寄農協さんです。今、朝野球の関係は役場と商工会さんだけが出れると、あとの森林管理署と農協さんのほうは何か人がそろわないと、そんな話は聞いております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 現況がそのような数でもう何か首の皮1枚で続いているような状態で、私が言いたいのは、これはくぎを打つとは言いませぬけれども、果たしてこういうものにこれからどうなのですかねということで、今年も実は予算化を計画されているようなのです。結構なのです。例えば、スコアボード、これはもう教育次長、スコアボードとかバックネットの下のちよって行ってみましたかね。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

前に井脇委員さんのほうから実際どうなんだと、使えるか使えないのか分かってるのかというようなお話を頂きましたので、その点については十分把握しているつもりであります。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） そうしたら、一般の観覧する席も見てみましたか、一般の観覧席ありますね。バックネット裏と内野席、プラスチックのベンチありまして、その足元どんなになってました。雑草だとか、砂などありませんでしたか。その辺見てみましたか。そのときに私も言ったはずですけども、そこは行ってみましたか。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 球場のほうは、少年野球だったかな、試合のときに行って、スタンドのほうで応援をしておりますので、そこまでは見ていますけれども、ただ今御指摘あった奥のほうというところですか、そこまではちょっと目配りはできておりません。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 私は行って見てきたし、見させてもらったです。これはスポーツ少年団の父兄さんからのいろいろな意見を頂いたのです、実はね。非常に立派な施設でもうこんなになってしまったのだなという、ですね。これも全て教育委員会の管理が悪いとか、そうではなくてもだんだんだんだん使用率も落ちる、関心もなくなってくる。一つの悪循環みたいにどんどんどんどん落ち込んでいっているのです。チームも3チーム、4チームなわけですから。ただやっぱり少なくともあるうちはスコアボード、やっぱり父兄の話を率直に聞くと直す必要ないと、使わないよということなのです。さっき言った球場できたとき、たしか札幌の拓殖銀行と大昭和自老が来てこけら落としやったはずですが、これは。私は見に行っただですけども。でもその当時の面影も何も、やっぱりこれだけ年月がたっているわけですから。それとやっぱり費用でないですよ、利用対効果を考えると、いかがなものかなと、これもですね。バックネットの裏ももう戸も何も閉まらない、網戸もゆがんでしまって、アナウンス席ももう椅子もがばがばになってしまって、と

じょうしてしまって、これもやっぱり父兄の人は率直に、ここまでは費用は莫大にかかるぞと。だから少なくとも美化で、ベンチの雑草とか砂だけは取ったり、いろいろな中で清掃的なことだけはしっかりやってほしいなという、これが7割ぐらいの父兄の意見です。

いろいろな費用を投じて、利用者がだんだんだん少なくなっていくのですから、来年になって、再来年になっても増えるということは、今現況だったら、増えたほうがいいですけども難しいと思います。

それで、そういう観点から、青少年広場、今冬期間スケートリンクで1周400メートルのバンクをつくって、きちっと利用しているんですけども、夏場、あそこは何か利用されていますかね。青少年広場といったら陸上競技場とパークゴルフ場と、今の町営球場と挟まれた弓道場に行くまでの、言わばクラブハウスあるところです。あそこどのような利用されていますかね。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

自由広場辺りはソフトボールの関係もチーム数少なくなりましたけれども、恐らくソフトボールもやっている、朝のソフトボールと。それと夜間にもナイターでソフトボールの大会等が行われていると思うのですが、あとは野球の練習ですとか、そういう形で利用されているというふうに思っております。

それで、令和元年度の取りあえず実績で申し上げますと、60日で利用人員は4,266人ということになっております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） なかなか自由広場、青少年広場や自由広場とも言うのですけれども、あそこのソフトボールのやっぱり利活用というのはかなりもう皆無に等しいと。ほとんど、昔はもうソフトチームだったら、もう昔の話ししてもね、つい言うてしまうのですけれども、十四、五チームあったのですかね。ソフトのチームは2年がかりで、バッ

クネット2つありましたから、自由広場にね。非常に、それから見たら今もうこれだけ衰退していているということで、本当に利用の密度からいったらスケートリンクだけの効果のある何か利用の仕方かなというふうな感じで、やはり皆さん、そういうこともトータル的に。それで、ごめんなさい。弓道場も非常に隅のほうに、そして使われる人がしっかり管理しながら、手入れをしながらだけでも、あの弓道場の昨年から今年にかけての皆さんの、職員の皆さんのあの扱い、どのような意見出てますかね、弓道場の、あの所在地とメンテナンスも含めて、弓道場。何も意見出てませんか。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

弓道場の関係については、主に高校生あたりがインターハイも含めて輝かしい過去の歴史もありますし、ここにいらっしゃる多治見さん、監査委員さんが講師として携わっていて、私も前に行ったときも高校生がいっぱいいてやっておりましたけれども、その中で特に要望というのは上がってはきてなかった。ただ、1点だけ、冬場になるとどうしても通しの中で寒いので、ジェットヒーターだけ何とかつけてもらえないかということで、ジェットヒーターを購入することにしておりますし、あともう一つはだんだん物の置き場がなくなったということで、今はテニスコート側にあった物置ですか、あそこはほとんど使われてない状況なので、そこを弓道の用具入れみたいな形で利用していただいています。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） そういうちらっと触れたそのことの暖を取るところに、冬期間弓道場というのは、手と集中が一番のあれですけれども、手がかじかんで手に口で息を吐いて弓、弦というのですか、あれをとというときもあるというのですよ。やっぱりね、これ

だけの大きな足寄町としても実績を残してくれた。野球も今頑張ってますよね。そういうものにしっかりとやっぱり目をつけてあげて、衰退するやつはもう投げて蹴っ飛ばせというのではないですけども、やはりそういう環境づくりをきちっと援助してあげて、私はすべきでないかと。特に弓道場の冬期間の暖房に対しては、やはり建物にも少し隙間が、風当たるところは修繕してあげたり、一回次長さん総体的にですね、この科目にあるように、公園の事業の敷地内の管理される範囲内をしっかりと数名で見えあげたほうがいいと思います。野球場も含めてですよ。

それで、現実はこの少子高齢化が目の前にこうして当たっているわけなのでですけども、このことを昨年から今年にこういうような過小状態の中に工夫されて維持管理されているのですけれども、御苦労されて。今後この先、どのようなこの整備事業を考えておられますかね、この公園事業に対して。この青少年広場とか自由広場とか町営とか、あそこの陸上競技場も含めて、どういう管理をこれからすべきだということを、雑駁でもいいですから、考えてますかね。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 基本的に本当にテニスコートあるところは、前にも若干お話ししましたけれども、もう皆無に等しいところで、そこにそれなりの経費は投入できないと思いますけれども、あとそれ以外の施設の中で、当然弓道でいけば、部活動もあります、愛好家も含めて、ソフトにしる野球にしる、いらっしゃるのかなと思ってます。そういう方がいらっしゃるうちは、やはりまず安全・安心が第一に来ると思いますので、その施設整備を優先しながら、町民の皆さんが使えるように、今後も継続をして補修等を行っていきたくと。

野球場につきましては、平成28年に内野の土の入替え等を行っておりますし、今令和元年度ですけれども、令和2年度の当初予算の中で、もう既に野球場のほうも着工してお

りますけれども、以前お話ししたとおり、そういう整備を進めております。そういう形の中で、また今足寄高校が結構野球のほうに活発になってきて、今週の金曜日の大会ありますが、もしかしてそこに勝つとだんだんだん野球熱も、今少年団活動も含めてありますけれども、そういうのも盛んになってくるのかなというふうに思っていますので、そういう方向づけができるような形で進めていきたいというふうに思っておりますが、以上で回答とさせていただきます。

○委員長（高橋秀樹君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 予算がふんだんであれば何もこんな心配お互いに議論することはないのです。限られた本当に厳しいながらの予算の中で、これは公園のほうだ、これは農業のほうだ、これはまちづくりのほうだと、本当に限られた予算をいかに効率よく生き金を使うかということで苦慮しているわけですから、その一端の公園事業としての最終限度の環境づくりだけは、ただむやみな無駄なところにはあまり金を投じないということだけしっかりと、それにはやはり次長さん先頭にやはりあの現況をちょっと常々、暇はないのですけれども、暇をつくって見てあげていただきたいな。やはり論より証拠ですから、見て歩くということが大事なことだと思います。それで最後に一言お願いします。

○委員長（高橋秀樹君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 先ほど、もう少しきちんと施設回ってみなさいということに対してお答えをしていませんので、今回答させていただきますけれども。やはり先ほど言いましたとおり、安全・安心が第一ですから、それをモットーにしながら、今の人たちが利用者の方々が存分なくプレーができるような、そういう環境整備を図っていききたいというふうに思っていますので、井脇委員が言われましたとおり、もう一度、見には行っているのですよ、見には行っているのですけれども、もう少し細かいところも着眼点というか、そういう形で一度回りたいなというふう

に思っています。

最後、総括関係で教育長のほうから一言。

○委員長（高橋秀樹君） 教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えをいたします。

まず、現有の社会体育施設についての維持管理について、瑕疵がある部分については、あるいは失念している部分については、今後現場を確認して、これは維持管理を徹底していきたいと、そういうふうに思います。

先ほど井脇委員からもあったのですが、様々なそういうものというのは、やはり現有社会というのですかね、少子高齢化、人口減少の影の部分が多に出てきているなど。私も昔は井脇議員さんと一緒にソフトやったりいろいろやったが、あの頃のあれを思い出すと随分今昔の感があるのですけれども、そういう中であって、例えば足寄町のスポーツを象徴する野球場だとか、あるいは弓道場ですとか、それというのは本当に足寄ならではのスポーツの、そういう活動したそういうものを表す施設だなどと思っているのですよね。したがって、今後もまず今現状は老朽化がして利活用はそんなに図られてないですけれども、やはり維持管理をしっかり努めて、そしてやっぱり基本線ですけれども、利活用に工夫をしていく。例えば、野球場などもある種許される範囲内で改修を進めていかせてもらうのですが、多機能化などということも知恵を絞っていかなければならないのかなと思っています。例えば、町民に還元できるようなイベントの場だとか、あるいは子どもたち、学校教育も含めて、子どもたちや老人の憩いや活動の場への開放だとか、そんなことも含めてやっていかなければならないのかなと思っています。

いずれにしても、プールも含めまして、足寄町にある今体育施設については現存にあって、利用者の多寡は別としまして、実際に利用していますので、教育委員会サイドとしてはいかに利活用を図っていくか、そこにやっぱり焦点化をしていききたいなと思って

います。

野球場については、先ほどちょっと、これも私の思いも入っているのですけれども、かつて足寄町はプロ野球選手も輩出した町でありますし、小中高校生も非常に野球が盛んで、一般も含めてそうですね。今、高校なども野球今頑張ってますし、町民の間などでもかなり関心も高い部分でないかと思うのですよね。だからそういうときに、あそこの今年も足寄高校生あたり土日いろいろな帯広の高校に練習試合に行ってますけれども、来年あたりからは大分足寄に来て練習をしたいというのが、いろいろなところからあるのでないかなと思うのですよね。ちょっとそういうような話も池田監督のほうからも、私もちょっと耳にも挟んでおりますし、そういうことも含めて、必要以外のことについては改修だとか管理に努めないですけれども、最低必要限なことについては、こちらも計画的に事を進めて、最終的には議員の皆さんにも御理解を頂きたいなと、そんなふうに思ってますので、なかなか難しいことがたくさんありますけれども、御理解を願いたいなと思っております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

7番高橋委員。

○7番（高橋健一君） 手短にお願いします。

決算書65ページ、病院費です。

今回、川島事務長にすばらしい資料を提供していただきまして、ありがとうございます。非常に勉強になりました。

しかし、資料はすばらしいのですけれども、この資料から読み取れる国保病院の経営実態というのは、あまりすばらしいものではないと思っています。やはり病院費の5億円を超える赤字補填と言ったら怒られるのかな、一応病院の会計は黒字ですから、いわゆる操出金ですかね。病院からすれば繰入金ということになりますけれども、この5億5、

000万円ぐらいの、この病院費ということが問題になります。しかし、資料の中では、全部が全部町の負担ではないよと。普通地方交付税及び特別地方交付税として2億2,000万円。電源立地交付金で大体2,529万円、合わせて約2億5,000万円が国から措置を受けているということでもあります。しかし、差し引いても3億円はやっぱり一般会計からの、これは繰入れということになると。そして同じ、令和元年厚生省が結構けちをつけてますよね。診療実績が少なく非効率な医療を招いている公立病院として424病院が、これが名指しで名前を上げられているわけですよ。十勝も広尾町国保病院、本別国保病院、鹿追町国保病院、公立芽室病院、清水赤十字、十勝池田医療センター、これ十勝だけでもこれだけの数の公立病院がもうこのままの状態だとやっていけないから、診療所にしなさいよと、ぶっちゃけそういうふうに言われていると思うのですよね。足寄町は名前上がってないですけれども、やはりこれはもう人ごとではないと。明日は我が身かもしれませぬ。

そこで、やはりここで何か手を打たなければやっぱりこういうふうには診療所に格下げしていくような状態が、これから起こるのではないかと思うのですけれども、何か対策がございませうでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいま高橋健一委員からいろいろなお話がありました。再編統合の問題につきましては、道内で111病院の公立病院のうち、道内54病院ということで、今お話があったとおり、十勝管内は全部で5か所ですね、ということで名前が上げられております。この再編の問題が唐突に、昨年ですね、9月でしたか、出たということで、各自治体の長から不満ということで、国のほうにもお話があったかと思いますが、今回まず再編統合で上がった病院というのがいわゆる急性期病院

ということで、診療施設の届出はそういった形で出している病院、ここが対象になっているということで、まず経営状況がどうのこうのということよりもそちらのほうがまずメインだということです。

当院は回復期の病院ですということで、急性期も当然救急医療をやっておりますので、急性期病院と回復期の病院ということで、どちらかという回復期病院ということで届出しておりますので、まず今回は当たっていないということになります。

胸を張って、大丈夫だというふうに申し上げたいのですが、やはり一般会計のほうから毎年多額の繰入金を受けているということについては、議員仰せのとおりです。

この間ずっと4億円から5億円にかけての繰入金を頂きながら、自助努力で経営を安定化させるということを目指して取り組んでおります。今年に関しては、決算の昨日のお話の中で繰入金の部分あったのですが、入院収益の増ですとか、経費の削減の部分ですね、こういった部分で平成14年度以降初めて黒字の決算になったということで、理由はどうであれ黒字決算に何とかなりましたということなのですが、やはりここに来て今コロナ禍でかなり実は経営もちよっと厳しくなってきているということで、この4か月間で診療報酬が2,000万円ぐらいやはり請求ベースで落ちてきているということがございます。

病院の収益というのは、料金収入というのが基本になりますので、今患者さんが、今外来の患者さんが減っているということで、入院患者についても一時期そういった形で、おとしですか、非常に厳しいときがありました。一日もう入院患者が20人切ったりしていたこともあったのですが、それからこのままでは病院が危ないということで、職員に院長のほうからもハッパをかけまして、入院患者が少しずつでも増やしていくという方向で、何とか40人台をキープできるような形で、元年度についてはそういったことで収益

も2,000万円ぐら子上がりましたということになっております。

今、取組として、コロナ禍ではありますが、例えば訪問診療ですとか、はたまた訪問リハビリですとか、PTも1人増えたということで、そういったことで、今いろいろと診療報酬を何とか増加させるための方策というか、あと入院患者も例えばリハビリの患者さんをできれば今ベッド空いている部分をそこを使わせていただいて、入院していただくと、必要であればですね。そういったことをいろいろ取り組みながら、また一方では経費削減ですね。こちらについても引き続き努力をしまして、一般会計から繰入金を少しでも減らしていくということ職員挙げて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。

やはり皆さん知恵を絞って、信頼できる、町民にとって信頼できるような病院づくりというのに励んでいただきたいと思います。やはりこれはもう数字が出ますので、そういうのをきちんと見させていただきますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はございますか。

2番。

○2番（高道洋子君） 決算書の61ページ、衛生費の2目予防費について伺いたいと思います。

予防費の中のインフルエンザ感染対策費と、それから高齢者肺炎球菌ワクチン対策費ということで、この2点について伺いたいと思います。

最初にインフルエンザでございますけれども、これは予算では390万円という計上がなされておりましたけれども、高齢者65歳以上の方と、それから生後6か月以上高校3年生までの方にインフルエンザを3,000

円のところを1,500円町が助成しているというありがたい制度でございます。

まず最初に、65歳以上の方と高校3年生までの目標があるかと思えますけれども、どのぐらいの方が受診というか、ワクチンを打ったのか、その計画に対する達成率というか、ありましたらお願いします。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高道議員の質問にお答えいたします。

予算が390万円ということでございますと、1,500円からいきますと2,600人ぐらいを予算として見込んでいたのかなというふうに思っておりますけれども、令和元年度の受診者は6か月の幼児から高校生、高校3年生相当の年齢までと、あと妊婦も対象になってございまして、そちらで740人、それと高齢者が1,442人というふうになっております。なので、合計で2,200人程度ですので、大体予算に対しては85%ぐらいの執行となっているかと思えます。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 85%ということで、100%には達しませんでしたけれども、やっぱり助成の力、1,500円助成していただいたということが大きいのではないかと思います。

最近、他町村、全道ですね、全国、全道の他町村を見ますと、このインフルエンザの接種を全面無料にしている、無料という町村が出てきました。やっぱりインフルエンザは恐ろしい万病のもとでもあるし、長引いたらまた肺炎にもなっていくということ等もあって、無料にしていくという町村が増えてきたことと、それから町によっては、こういう限られた人たちだけでなく全町民ですね、全町民を500円で受診できますよという、そういう町も増えております。最近ではコロナ禍によって、やっぱり無料化の動きが出てきております。そういうことで、コロナとインフルエンザが重なると、これまた大変なことになりますし、重症化もしていきますし、収容も

大変、関係機関がですね、そういうことで将来無料化の方針ということを提言したいのですがいかがでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） インフルエンザのワクチンにつきましては、子どもですとかは学校においてや保育所においての流行を防ぐとか、高齢者は死亡ですとか重症化を防ぐとか、そういうことで本当に非常に有効なことなのかなというふうに思っております。今1,500円ですけれども数年前まで1,000円で、薬剤が上がったことで1,500円に助成金を上げて、さらに対象者も今拡大をしてきているところなのですけれども、今現在としては対象者を増やすとか、安くすることで予防接種を受ける人が増えて、重症化、町民全体が健康でいられるというのは非常にいいことかなというふうに思っております。そちらについては今後ちょっと他の町村等の状況も見たいなというふうに思っておりますが、最近のコロナ禍という意味では、厚労省のほうから10月に入ると、インフルエンザのワクチンが予防接種を受けることが可能になるというような、各医療機関のほうにワクチンが到達して、10月から予防接種が受けられるようになるということを聞いていますけれども、できればというか、国のほうでは医療機関の方ですとか、高齢者の方ですとか、持病をお持ちの方ですとか、そういう方を、弱い方をまず優先的に受けることをまず機会を与えて、その後一般の方に予防接種を受けてほしいというふうに厚労省のほうは呼びかけているのと、あと同時に今予防接種を無料化する検討を進めている自治体があるということで、厚労省のほうからは幅広く無料化する施策によって、例えば皆さんが無料なので、ということで予防接種を受けに行ってしまうと、特定の地域では本当にインフルエンザワクチンの需要量が急増してしまって、そこでワクチンの需要が逼迫してしまって、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生ずるのではないかなという厚労

省からの見解も今年に関しては出ておりますので、今後コロナの状態がどのように進んでいくかは分かりませんが、そのような状況も踏まえながら補助については検討というか、調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 国の方向性というか、懸念とかいろいろあるかと思えますけれども、十勝管内の他町村の動向も見ながら、前向きに検討していただきたいと思っております。

ここで言う高齢者と高校3年生の子どもたちに限りませんが、前に、私たしか議場で学校の先生にもインフルエンザのこの対象者に、助成のグループに入れてほしいという発言したことございましたけれども、その後検討されたのでしょうか。

○委員長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

検討いたしました。校長会を通して、私のほうから指示をしました。そして、その結果、それはいいシステムなのですが、様々なことがありますし、様々なことというのはつまりは持病だとか、その先生のインフルに対する、いわゆる抵抗というのが、そういうものもありますし、そんなことで教育委員会から半強制的にあればくださいというのは、それはちょっと勘弁してくださいと、結論的に言えばですね。そういう形が校長会のほうから私どものほうに伝えられております。お伝えしておきます。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） 半強制的というよりは学校の先生が子どもたちにうつす可能性の、何というのかしら、そういう立場にあるものですから心配して言っているわけですね。また引き続き進めて、進めるというか、推進していただきたいと思います。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンのほうについてお尋ねいたします。

この高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種というのは、65歳から100歳までの5歳ごとの節目の年齢となる方を対象にして、平成26年10月1日から公費負担が国の政策によりスタートいたしました。ちょうど令和元年が丸5年を経過し一巡したことになります。接種の対象となる高齢者の肺炎予防や重篤化を防ぐためにも大変有効なものであるということですが、お尋ねいたしますけれども、対象者における接種の人数と接種率ですか、もし分かれば。

○委員長（高橋秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

高道さんがおっしゃるとおり、平成26年から始まっておりまして、5年経過しているので5年、5歳で65歳、70歳とか、そういう5歳刻みで受けられるものですから、誕生日が来た年度に受けれるとして5年間たってしまったので、対象者が一巡したというのもございまして、例えば平成29年度は対象者531人いて178人、33.5%の方が接種をされました。また、平成30年度は552人のうち205人、37.1%の方が接種をいたしました。そして、5年経過をした令和元年度につきましては、大体590人ぐらいの対象者のうち59人、約20%の方が受診をされております。予防接種を受けられております。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） この予防接種は、だから5年前に1回接種すると5年たったら、今度は自分で払わなければいけないと、それは国の負担がないということで、それでも3割ぐらいの人が受けたということで、私はあまりいないのではないかなと、2回目は自分の自費でしなければいけないから、大体その自費が7,000円ぐらいかかると聞いております。ですから、なかなか年金の中で1回

目は国の、町の公費負担がありましたけれども、なかなか2回目、3回目、5年ですけれども、なかなか100%は難しい、半分も難しいのではないかなということを感じるわけです。

やっぱり我が国も1位ががんで、2位が心疾患、3位が肺炎ということで、やっぱり肺炎というのが大変死亡率の高い病気ということはもう承知のとおりでございます。そういう高齢者の肺炎予防の観点から、5年以上経過した2回目のワクチンの希望者ですけれども、再接種できるよう今後町が単独で助成するというのを、厳しいのだと思いますけれども検討してはいかがかなということで、今質問しております。高齢者の健康推進をどうするかということ、また高齢化の高い足寄町であるがゆえにそう思うのと、高齢者が肺炎で入院して高額医療費を町が負担してまた重篤化して、そして死に至ると。死んで亡くなると、また人口減少にもなっていくと。そういう、それよりも事前に肺炎にならないように健康体を、そこでお金はかかるかもしれないけれども、健康維持のためにお金をかけると。その選択になってこようかと思うのですけれども、これを前向きに検討できないものか、町長に伺います。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的には自分の健康は自分で守るというのがやっぱり一番大事なのかなというように思っています。

ですから、災害のときにも似たようなこと言ったような気がしますけれども、やっぱり基本的にはやっぱり自分の体は自分で守るよということによってやっぱりやっていたかなければならないと思いますし、それでほかの人たちがみんなやっぱりできないよとなれば、共助であったり公助であったりというような形に進んでいくのかなというように思っています。そういったことを考えていきますと、まずはやっぱり自分でということになるのかなと。何でもかんでも補助があれば、それが一番いいのかもしれないですけれども、やっぱ

りまずは自分の体は自分で守るよという、そういう意識をやっぱり持っていただかなければならないのかなというように思っているところでもあります。

一度目で受けられなかった方については、また5年後になるとまた受けなかった方については何かまたそういう制度もあるみたいですしけれども、1回受けた場合についてはやはりないということで、7,000円ぐらいかかるということによって非常に高額の負担が必要になりますよということでもありますけれども、やはりもしもやっぱりそういうことでやっぱり自分たちの健康に自信がないとか、やっぱりこういうのを受けておいたらいいなと思われる方がやっぱりいけばやはり自分でまずは受けるということなのかなと思っています。

その上で、みんながみんなということではないのかもしれないですけれども、仮にそういう負担が非常に重たいというような人がいる場合、そういった人たちの分をどうするかということによってやっぱりなってくるのかなというように思うところでもあります。

今、御意見頂いたことを参考にさせていただきながら、今後に向けて調査研究させていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

6番熊澤委員。

○6番（熊澤芳潔君） ちょっと飛んで申し訳ないのですが、足寄町公共下水道事業特別会計決算書ということでお聞きしたいと思っておりますけれども、成果表の88ページですか、これを中心に質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。88ページ、14の概要ということを中心に質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、ここで事業の目的というのが示されております。これは省略しますが、そういった目的を進めてたよということによってございまして、この表を見ますと、供用開始の地区、世帯数2,245世帯、それか

ら水洗化率が78%、それから排水設備が76.5%ということでありましてけれども、低いのかなという感じがしますけれども、当初の計画の最終目標ですか。もしそれが分かれば世帯数だとか水洗化率だとか排水設備の目標だとか、その計画地域の面積だとか分かれば、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時35分 再開

○委員長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設課長、答弁より。

建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お時間を頂き申し訳ございませんでした。

熊澤議員仰せの目標について、計画についてということだったのですが、全体計画につきましては逐次見直しをかけながらここまで進めてきたところでございます。

計画の人口について、下水道のほうは主に目標としてきていますので、区域内における計画としては4,500人というのを計画の人口としております。

年間計画で4,650人になっているのですが、長いスパンで見た4,500人という形になっていますので、御理解のほうをお願いをしたいと思います。

あわせて、世帯数だとかにつきましては、全体計画の中ではうたっていませんので、記入をしてございません。

次に、水洗化率の78%というのはどうなのということなのですが、現在まだ下水道のほうは逐次進めてきております。まだ計画でいきますと、足寄町市街地内及び下愛冠、それから郊南のほうまで一応計画の予定となっておりますが、まだそこまで工事のほうが進んでいないということもあります。水洗化率に関しましては、既に終わったところで幾ら、何人、何世帯がつないでいただいているかということで、現在工事が終わって供用

開始になったところの78%が水洗化率、下水道のほうを使っているというふうな形になります。

世帯数につきましても、それに伴った世帯数ということなので、供用開始の区域の中の世帯をカウントしているところでございます。

あと、何かあったかな。一応以上でお答えといたします。以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） そうしますと、78%、ここには78%ということですのでけれども、事業の運営上、78%というのは他町村に比べたら、他町村は大体100%近いのかなということが聞かれています。私ちょっと調べてみなかったものですから分からないのですが、恐らく近い数字が他町村では水洗化率も含めて出ているのかなという気がいたしますけれども、これぐらいで進んでいきますよということになるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） これぐらいで、78%ぐらいで進んでいくのかという御質問なのですが、既に工事が終わって、他町村とかで終わって100%区域内の方々は下水道につなげますよというような状況下の中では水洗化率というのは非常に高くはなっているのですが、足寄町まだまだ発展途上のところもありますし、目標はやっぱり100%になることが望ましいとは思っていますが、これに関しましては各家庭の方々に接続していただくというようなこともありますので、なかなか100%に至っていないというのが現状でございます。

今のところ、過去からの推移を見ましても、大体70%程度から今78%程度まで少しずつですが、水洗化率も上がってきていますので、今後は事業展開をしながら水洗化率向上のほうに向けて進めてまいりたいというふうな考えてますので、御理解のほどお願いします。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

事業が始まって出来上がったところでもって改めてまた、今水洗化率も若干増えてますよということはお聞きしたのですけれども、なかなかそういったことで今後の高齢化社会だとか、それから人口減少だとかという中で、事業が終わった段階で78%ということなので、これもうよくなるのかなという気はするのですけれども、増える見込みはないのかなという気がしますけれども、こういった原因というのは何かやっぱりあるのですか。低い原因というのは。

○委員長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 水洗化率が上がらない原因という形なのですが、水洗化率は先ほどちょっと述べたのですが、各御家庭に下水道に接続していただくというのが前提になります。下水道に接続していただくということは私費をもってやっていただくこととなりますので、そこら辺の各家庭の御事情もあろうかと思えますし、確かに議員仰せのとおり高齢化社会になってなかなか接続が難しいよというような人も、話も聞いたこともありますし、そういったところも含めまして、足寄町としては、一応供用開始後5年間までは補助金等を出しながら水洗化率の向上を図るべく進めてきているところです。

今後PRをしながら水洗化率向上を図っていきたいというふうに考えてますので、御理解のほどお願いします。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） それで、ちょっとまた話飛びますけれども、何となく計画が遅れているということは間違いないのかなと思うのですけれども、今後において、大枠でいいのですけれども、何年に何地区、何年に何地区、そして最終、5年間なら5年間の中で最終この地区ですよというような形で、計画は変更されているということだったのだけれど

も、もし分かれば、今の段階でどういう計画なのかということが分かればお聞きしたいなと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 何年に何地区という、何地区というところまでちょっと計画の、今手元に資料がないので、申し訳ございません。しかしながら、現在のところ今下愛冠地区を本年度から一部供用開始を始めて進めていきたいということもあります。

先ほども言いました計画の中では、一応、第一目標としては令和7年度にある程度事業展開をしていきたいというふうに考えてます。しかしながら、国の社会交付金事業で行ってますので、交付金の補助率というか、つき方によりましては事業が遅れているというのが今の現状でございます。最終的には郊南のほうまで接続をして終了というような形になります。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

変更、変更ということで進んでいるようでございますけれども、今話あったように、高齢化社会だとか、それから人口減少だとかということの中で非常に今後も傾向が続くのかなと思いますので、今、非効率化ですか、事業の非効率化ということになりそうな心配があるのですけれども、それに対して今お話ございましたけれども、目標みたいな何か絶対100%近い達成率にするよというようなものがあればお聞きしたいなと思ってます。

○委員長（高橋秀樹君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 目標と言われました。議員仰せのように100%になることが第一の目標、最大の目標なのですが、そこまでは至らないと思います。今、実際の78%、これよりも徐々に徐々に増やしていくというのが最大の目標になろうかと思えますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 6番。

○6番(熊澤芳潔君) 分かりました。

100%目指すということなのですけれども、いずれにしても今後下水道事業で町民が多く負担が増えるようなことのないように頑張っていたかなければならないなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○委員長(高橋秀樹君) 他に質疑はございませんか。

3番。

○3番(進藤晴子君) 目の畜産草地費、決算書の67ページ、成果報告書の41ページをお願いします。

家畜伝染病の予防対策として、白血病検査について補助をしたというところですが、16戸の農家さんに対しての牛が1,060頭に対して補助をしたということですが、足寄町の牛の頭数は大体で結構です、何頭ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長(高橋秀樹君) 経済課長。

○経済課長(村田善映君) お答えいたします。

この白血病検査というのについては、24か月以上の牛を対象にしております。その中でいきますと8,100頭ということで、全頭対象となれば8,100頭ということになります。

以上です。

○委員長(高橋秀樹君) 3番。

○3番(進藤晴子君) 8,100頭ということですね。

8,100頭のうち、24か月以上の牛ということですが1,060頭、この検査をやるに当たっての経緯ですね。要はウイルス性の白血病ということで、うつる病気ということらしいのですが、私もちょっと定かではなくて調べただけなのですが、そういうことで1,060頭をしたという、その経緯を教えてください。

○委員長(高橋秀樹君) 経済課長。

○経済課長(村田善映君) ちょっと前段、

あくまでも令和元年度に受けた部分ということでの対象頭数ということでは言っているのですけれども、この24か月以上の牛、肉牛及び乳用牛、これが8,100頭が対象となって、今までに6,662頭、これが、何というのですか、白血病の検査を受けているということでは81%受けているということで、まずは一旦御理解していただきたいということと、そしてこの病気なのですけれども、あくまでも家畜伝染病法の中の届出伝染病ということとなっております。その中で、ウイルスの引き起こす原因ということでいけば、例えば注射針の伝播、広がりだとか、あとは吸血昆虫、そういったものが引き起こす原因ともなっておりますので、あくまでもこれをやることによって農家さんでうちの農家、頭数、例えば何頭あって何頭発症しているよという、そういうことを認識しながら、要はそういった、もしくはそういう牛がいたら隔離というか、ちょっと隔離をしたり、またその牛舎の中に網を張って予防対策をしていくということに、そういう感染対策を含めながらやっていければなということも含めて、こういった検査を行っております。

以上でございます。

○委員長(高橋秀樹君) 3番。

○3番(進藤晴子君) 今まで81%の牛がされているということですが、今の説明のほうをよく考えますと、1年に1回、一体どのくらいの期間に1回やればよろしいということでしょうか。

○委員長(高橋秀樹君) 経済課長。

○経済課長(村田善映君) これは一応うちのほうの家畜伝染病法の5条検査というのがありまして、5条検査、いわゆる28年、29年、30と元年とずっと検査がやっていくわけなのですけれども、その中の血液を一部採取して白血病の抗体検査というか、その検査をしておるとというのが今の現状でございます。

基本的には対象となる5条検査のときに、具体的に言うと、平成28年には肉用牛です

か、乳用牛が46頭の2,092頭が対象となっているということで、年度ごとで今言われているような頭数を28年から元年までに6,662頭対象が、要は白血病の検査を受けておりますよ。これは5条検査と同時に血液を採取して検査をしております。これは、検査というのはあくまでも農家さんの任意の検査になっております。ですから、100%にはなっていないということも含めてなのですけれども、実際には8,100頭のうち6,662頭白血病の検査を受けておるということでございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 確認です。

5条検査という、ちょっとよく分からないのですが、何かの検査のときに採血をしたその血を使って検査をやってきたという経緯でよろしいですね。で、任意であると。一度検査をして、では白血病ではなかったということが出ても、1か月、2か月たったときには、それは分からないという認識でよろしいですか。はい、分かりました。

では、任意でやっているということで、個人負担のほうはありますか。これ1頭につき、計算すると1,525円になっておりますが、農家さんの個人負担はありますか。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今言っているように3,050円かかります、負担、1頭当たり。その2分の1を、その自防に対する補助金として支援しております。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 大体分かったのですが、では任意なので次にいつ検査をするかというのは、それも本当に農家さん次第であるということでもよろしいですね。

では、特に推奨、しなさいとか、この検査をしたほうがいいのか、農家さんに推奨するという必要はないということでもよろしいですか。

○委員長（高橋秀樹君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 自由ですということではないのですけれども、やはりこういうことで検査をしたほうが、自分の農場の発生率というかな、要は病気の発生している牛が何頭ぐらいいるというのをまず知ること、それによってきちんと防衛して、要は白血病なのでまた次々と感染していく経過もあるかもしれないので、そこについては農家さんのほうにしたほうがいいよということにいけば、自防の協議会も含めてチラシを回したり、いろいろなことをして行っております。その結果、今みたいな形になっているということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありますか。

2番。

○2番（高道洋子君） 時間来ましたので、手短かに質問したいと思います。

決算書77ページの道路新設改良費というところでございます。成果表では63ページ、道路ストック修繕事業ですね。

ここではこの年の修繕工事が請負費で4,470万円計上されておりますけれども、これは多分車道なのだろうと思います。私が聞きたいのは、この中に歩道ですね、歩道も修繕工事の計画に含まれているのかどうか、今後どうなのかということですね。今後歩道は含まれてませんよということなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高橋秀樹君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

道路ストック修繕事業というのにつきましては、道路の規格がありまして、その規格に合った道路に対しての再補強というか、修繕するための事業になります。これについては国の補助ももらいながら行っているところなのですが、議員仰せの歩道の関係につきまし

ては町内の町道の舗装補修と同じように、補助事業等がございません。なので、事業費につきましては全て町の単独費というような形で進めてきているところになります。

歩道の計画がないのかというようなことにつきましては、今のところ車道の舗装補修についてはある程度計画的に進めてきているところなのですが、現在のところ町内の町なかの歩道についての修繕計画というのは立てておりません。計画を立てるまでは行っていないというのが現状でございます。

今後につきましては、危険な箇所、凸凹のひどい箇所につきましては修繕補修等で直していきたいというふうに考えていますが、計画的に歩道の改修をしていくということは今の現状、町の財政や総合計画において検討していないので、今後財政状況を見ながら進める、やるべきところはやる、できないところはできないというふうに進めていきたいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（高橋秀樹君） 2番。

○2番（高道洋子君） これを質問した理由は、家の、うちの近辺ですけれども、私はいつも車乗っているから歩道歩かないのでよく分からなかったのですけれども、やはり町内の歩道がもう全町的に、国の予算もなく穴空いたところだけを補修していたせいもあるのかもしれないけれども、相当な波打って、歩くの大変だという声を最近よく電話来たり、そういう特に高齢者の方からそういうお話を聞きます。自分も車から降りてよくよく見たら、本当に波打っていて、特にまたその家の車庫に入る取付け口というのかしら、そのところまた段差がついていて、いよいよ本当に波打っているわけです。改修工事のたびに、この穴を塞いだりということで簡易舗装をしているものですから、いよいよ継ぎはぎだらけで、全町的にそれが見受けられるわけです。

安心・安全なまちづくりということで、安心して歩ける、そして歩きましょう歩きま

しょうということで、歩け歩け運動が推奨されるわけですけれども、やはりそういうこれといった歩ける公園もそうそう町内会にある人ばかりではありませんので、歩道を歩くとなるとやはりこの段差が非常に厳しいということで、国の予算がなくても町の単費で将来、町内ごとに時系列で、そして計画的に今年はこちら、来年はここというふうに、そういう考えで進めていただきたいということを申し上げたいと思います。答弁よろしく願います。

○委員長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 歩道の関係でございますけれども、歩道についてやはり今お話あったように、やはりひどいところ、本当に必要なところというのはそこそこで直していくというような形でやっております。その歩道を全体的に直すだとかというようなことは、なかなかやっぱりやれていないという実態でございます。やっぱりそういうことでやっておりますので、継ぎはぎだらけになったりだとか、そういったことで段差ができたりだとかということはあるのかなというように思います。ただ、やっぱり財政的な問題だとか、そういったことも含めて考えるとなかなか簡単にできないというのも実態でありまして、やはり基本的には危険なところについてはそこそこで、お話頂いたところで直すというのがやっぱり一番実態に合っているのかなということで思っています。

ただ、その歩道全体見渡したときによりどころも継ぎはぎだらけで凸凹だよとかというふうなことになるれば、そこを全体的に直すということも考えられるのかなというところでありまして、きちんと計画つくってやるというのはちょっと今のところ考えておりませんけれども、今お話頂いたことを参考にさせていただきたいなというように思っています。

以上でございます。

○委員長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) お諮りをします。
午後4時を過ぎましたが、このまま会議を
継続してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これより部会を開
催し、意見の取りまとめをお願いいたしま
す。

なお、部会の後、正副議長室において部会
長会議を行い、意見の調整を行います。

暫時休憩いたします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時05分 再開

○委員長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、委員
会を再開します。

先ほど開催されました正副委員長・部会長
会議におきまして、各部会長から審査意見は
特にない旨、委員長に報告がありました。

これから、総務産業部会に対する質疑を行
います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、文教厚生部
会に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、部
会長に対する質疑を終結します。

これより、議案第81号令和元年度足寄町
上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に
ついての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討
論を終わります。

お諮りをいたします。

議案第81号令和元年度足寄町上水道事業
会計剰余金の処分及び決算認定についての件
は、原案のとおり可決及び認定することに賛

成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第81号令和元年度足寄町上
水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につ
いての件は、原案のとおり可決及び認定する
ことに決しました。

これより、議案第82号令和元年度足寄町
国民健康保険病院事業会計決算認定につい
ての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討
論を終わります。

お諮りします。

議案第82号令和元年度足寄町国民健康保
険病院事業会計決算認定についての件は、認
定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第82号令和元年度足寄町国
民健康保険病院事業会計決算認定についての
件は、認定することに決しました。

これより、議案第83号令和元年度足寄町
一般会計歳入歳出決算認定についての件の討
論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討
論を終わります。

お諮りします。

議案第83号令和元年度足寄町一般会計歳
入歳出決算認定についての件は、認定するこ
とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第 8 3 号令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第 8 4 号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第 8 4 号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第 8 4 号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第 8 5 号令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第 8 5 号令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第 8 5 号令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第 8 6 号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第 8 6 号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第 8 6 号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第 8 7 号令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第 8 7 号令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第 8 7 号令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第 8 8 号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) お諮りします。

議案第88号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第88号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第89号令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第89号令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第89号令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

よって、議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

◎ 閉会の議決

○委員長(高橋秀樹君) これで、本委員会に付託された案件の審議は全て終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 異議なしと認め、本委員会を閉会いたします。

なお、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任頂きたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋秀樹君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

◎ 閉会宣告

○委員長(高橋秀樹君) これをもちまして、令和元年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時18分 閉会

令和元年度足寄町議会決算審査特別委員会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会決算審査特別委員長

足寄町議会議員

足寄町議会議員